

令和元年

三重県議会定例会会議録

(12 月 3 日)
(第 19 号)

第19号
12月3日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 19 号

○令和元年12月3日（火曜日）

議事日程（第19号）

令和元年12月3日（火）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信 一 郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員長	竹 川 博 子
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

中西 正 洋

労働委員会事務局長

山岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。7番 山本佐知子議員。

〔7番 山本佐知子議員登壇・拍手〕

○7番（山本佐知子） おはようございます。自由民主党県議団、桑名市・桑名郡選出の山本佐知子と申します。初めての議会での一般質問です。この場に立つことができる機会をいただきました全ての皆様に心から御礼を申し上げます。そして、これから1時間、どうぞよろしく願いいたします。

さて、伊勢湾台風から60年たち、私たちを取り巻く防災環境は随分進歩をいたしました。しかし、一方で気候は大きく変動し、常に私たちの生活を脅かすほどの猛威を振るうようになっていきます。災害への様々な対応における県のあり方について、今までも多くの先輩の皆様が質問されていますが、私

も最初の質問で防災について取り上げたいと思います。

今回は、ソフト対策から2点、ハード対策から2点伺います。

皆様も御存じのように、今年も台風第15号、台風第19号、そして9月の線状降水帯による大雨で県内でもお一人の方が犠牲になり、様々な被害が発生しました。また、全国に目を向ければ、長野県、東北地方では、河川の堤防が決壊するという想定外の事象が発生いたしました。特に、千曲川流域はハザードマップ、これは1000年に1回程度の降雨量で想定をしているんですけども、それよりも少ない雨だったにもかかわらず氾濫しています。このように、固定概念にとらわれた政策では、今後の気象変動に対応できないということをまざまざと見せつけられた思いです。

私は、犠牲者を出さないということが防災対策の最大の使命だと思いますが、まさかうちは大丈夫だろうという気持ちが残念な結果を招いています。

例えば、200名以上の方が犠牲になった昨年の西日本の7月豪雨では、その約9割は避難行動をとっていなかった、あるいは避難行動をとっている最中であつたという結果が出ています。

そこで、政府は今年3月、避難勧告などに関するガイドラインの改定を行い、自分の命は自分で守るという意識づけをし、よりわかりやすい情報提供をすることで住民の皆さんが今どういう状況なのか、直感的に理解できるような、シンプルな表現の避難勧告の体制にいたしました。

また、土砂災害警戒区域の指定は、今や全国で58万カ所、土砂災害の危険への注意を喚起するというので、つまりこれもソフト対策です。

このように、国は、今、国民の自助努力に期待する防災対策に徐々にシフトしています。

一方で、三重県は、平成30年に制定された三重県防災・減災対策行動計画、これですね。（現物を示す）ここでは自助、公助、共助、そのバランスをとりながら防災の日常化を目指すという趣旨のことが書かれています。国が国民の自助努力にかじを切ったことに、恐らくまだ現状は追いついていないと思いますので、それに対応するためにソフトランディングを県は進めている

ような、そんな気も私はいたします。

しかし、今年のように急激な大雨など、突如やってくる災害への対応として共助、公助が間に合わない場合も増えることがこれから予想されます。県としても、自助の力を高めなければいけないという現実を県民の皆さんに率直にもっと話してもいいのではないかなと私は思っております。

さて、そうした中で、高齢者の方にどうしたら避難行動に確実に結びつくような情報伝達ができるかを考えるのは、行政にも大変重要な問題です。今日はその点について質問いたします。というのも、最近は一ひとり暮らしのお年寄りが大変増えまして、そして情報へのアクセスもないまま家の中にこもって災害の犠牲になったという事例が被災地で後を絶たない、そういうことも聞いております。

県の防災情報伝達手段としては、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画を見ますと、県の防災情報、防災みえ.jpから情報を入手している県民の割合という指標があります。平成27年度は16%、これから徐々に上がりまして、昨年度は25.4%、ようやく4人に1人の割合でこのホームページが認知されてきました。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）でもこの指標が出ているわけですので、県としても防災のソフト対策としてこのホームページを重要視していることがわかります。

このオレンジの（実物を示す）平成30年度防災に関する県民意識調査報告書を見ますと、ホームページを知っている、あるいは災害時に見たことがあるという60代、70代の方も結構いらっちゃって、25%ぐらいいらっちゃいます。しかし、肌感覚としまして私の周りにそのホームページ、あるいは情報を知っている人がいるかという、あんまり話題になったことがありませんので、現実問題としてどれだけ皆さんの日常でこの防災みえ.jpが浸透しているかというのは改めて考えなければいけないと思っています。

そして、ホームページというのは意思を持ってアクセスして初めて情報を得ることができます。肝心なときに見てくれているかどうかわかりません。

そのために、県はメール、ツイッター、LINEというSNSというものを皆さんにできるだけ登録してほしいということで今活動していただいております。

ただ、スマホを使っていない方も相当数います。そして、SNSを使いこなすのが難しい方もたくさんいらっしゃいます。そして、こういう方が特に高齢者には多いわけであります。

依然として、県として防災情報を広げる対策はホームページとSNS活用に集中しているような印象を受けますが、県は果たしてこれでよしとしているのでしょうか。あるいは、それ以外の方法でも防災の情報を、特に高齢者の避難行動を促すことについては今のままでは強力な動機づけはできていないと感じます。さらなる防災の情報の発信手段というものを県は考えていらっしゃるかどうか、まずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 高齢者の避難対策について答弁を申し上げます。

平成30年7月豪雨での愛媛県、広島県、岡山県の3県で亡くなられた方や、今年の台風第19号で亡くなられた方の約7割が60歳以上の方でした。最近の被災地での調査では、高齢の方は若い方に比べて災害時に避難する意識が低いという結果が出ており、有識者からは、高齢者はこれまで長らく災害の経験がない場合、ここでは被害が起こらないという正常化のバイアスが生じてしまい、身軽に逃げられないこともあって、避難行動に結びつかなかったのではないかという話もありました。

一方で、平成30年7月豪雨に関する中央防災会議の報告によりますと、被災者に行ったアンケートでは、避難のきっかけについて31.8%の方が消防や警察、近所の人、家族や親戚の呼びかけと答えています。

こうしたことから、適切な避難行動の促進には、適切な情報提供を行うとともに、県と市町等が連携した共助の取組を促進することが重要であると考えております。

県では、適切な避難に向けた共助の取組を促進するために、自主防災組織

リーダー研修を毎年県内3カ所で開催するとともに、防災技術指導員を地域へ派遣しまして、避難計画の策定や防災訓練を指導、助言しております。

また、市町への地域減災力強化推進補助金に新たに風水害対策緊急促進特別枠を設けまして、地域での避難計画策定や訓練実施等を支援しているところでもあります。

台風の接近時等には、情報提供として、知事から県民の皆さんに自らの身を守る行動をとることなどを呼びかけるほか、先ほど議員からも紹介がありましたが、LINEやツイッターも活用して、市町が発表する避難情報や河川の水位情報、頑丈な建物への移動や垂直避難など、状況に応じた対応をわかりやすい表現で呼びかけるようにしております。

さらに、高齢者家族の避難支援を目的として、この9月13日にAIアシスタントを活用した実証実験を全国で初めて実施いたしました。この結果も踏まえ、高齢者の避難行動の促進につなげるため、よりわかりやすい情報を提供できるよう検討していきます。

加えて、地域の皆さんが参加して平時に避難計画等を策定し、いざというときに適切な避難行動が行えるように、多くの地区で防災計画が策定されるよう取り組んでいきます。今後も市町や地域と連携し、高齢者を含めた県民の皆さんが地域全体で支援を行い、命を守ることができるよう様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） どうもありがとうございました。最近すごく災害が多いわけでありませけれども、私も大体ホームページとか、あるいはエリアメールとかで情報をとっています。

しかしながら、ホームページ等、やっぱりお年寄りの方にとっては非常に見づらいただろうなということが想像にかたくないところがありました。

私の周りにも、ひとり暮らしの方が多くいらっしゃるしまして、どうやってこの方たちは情報を得ているんだろうかと、テレビでもたくさんやっていますけれども、それで果たして自分事で避難しなきゃいけないとか思っていた

だけののかなという疑問をずっと思っていたわけでありませう。

今、3割の方がお声がけて避難していただいているということをおっしゃいました。西日本豪雨のときの避難行動のきっかけになった統計、私も多分同じものを拝見したと思うんですけれども、3割の方は消防団、警察、近所の人、家族、親族の呼びかけで逃げたわけでありませう。そして、私たちが一番目にする、テレビやラジオ、あれだけやっていますけれども、避難の動機づけになったかというところ、決してそうではなくて、テレビ、ラジオを見て逃げたという人はたったの4%でした。そして、防災無線は7%、防災無線は本当に聞きづらいときもたくさんあります。

したがって、やっぱり生身の人間の呼びかけがどれだけ大事かということなんですけれども、同時にその呼びかけをしてくださる方のもちろん安全ということも確保しなければいけないと思っています。

この前の長野県の台風のときに私も現地の方とお話をしたんですけれども、その方は千曲川のすぐそばに住んでいらっしゃるんですが、まさかここが氾濫するとは思っていなかった、けれども、その日の夜、本当に尋常じゃないぐらい、たったの数分間ですけれども、半鐘を、消防団の方だと思うんですが、鳴らしてくださったそうなんです。それで、これはいつもと違うなと、これは逃げなきゃいけないなということを実感して逃げられて、その地区の方は皆さん助かったというお話を伺いました。

この半鐘を鳴らしてくださった方はとても勇気のある方なんですけれども、まず、そうなる前に、自助努力、そして避難行動に直結する動機づけというもの私たちも行政もできるだけ考えながらこういった避難勧告を出せればなと、そしてやり方を考えていきたいなと思っています。

先ほどの実証実験は、実現化するかどうかはわかりませうけれども、やっぱりお子さんやお孫さんの声というのがお年寄りの方には一番響きますので、ぜひ現実味を持って考えていただきたいと思っています。

そして、もし事業化するのであれば、登録者数をとにかく上げなければいけない。今のLINEやツイッターもそうなんですけれども、とにかく登録者数

を上げることに全力を尽くしていただきたいなと思っています。

病院や薬局、福祉施設での周知ですとか、また、地域でお年寄りが参加されているサークルとか、体操教室とかたくさんあります。そうした機会を利用しまして、積極的にアナログの、実際会って、話して、一緒にスマホをいじりながらやるとかといったこともしないとなかなかお年寄りに浸透していくのも難しいんじゃないかなと思っています。

2問目に行きます。

今の時期は、どこも防災訓練、避難訓練が多い時期であります。私の地元の桑名市でも、あるところは大変防災組織がしっかりしておりまして、情報班とか給食班とか、非常に細かく役割分担をしながら活動して防災意識を住民に植えつけていただいております。

先般も避難所開設訓練というのをいたしました。最近、避難所開設訓練というのはどこでも割とやっていたているようなんですけども、HUGの訓練だけではなくて、実際に体を動かして、空間の中でみんなで考えながらやるということをやらないと、実際の運用の問題点がわからないということもその自治会の方がおっしゃっていたのが印象に残っております。

先ほど、部長のお話にもありましたけれども、こうした地域活動というのはリーダーがいるかないかでかなり変わってまいります。このリーダーの育成、あるいは防災人材の育成というものが今後の防災のソフト対策の大きな課題になってくると思っています。

そんな中で、今日は防災人材の育成・活用と書いておりますけれども、特に女性の方がどれだけこうした防災対策にかかわっていただいているのか、このことについてお話を伺いたいと思っています。

今被災地で避難を余儀なくされている方には、女性の声をもっと反映してほしいという声がたくさんあります。トイレや着がえ、救援物資の配布の仕方など、いざとなったら男性には言いにくいことも多々あるわけです。

また、こういうお話も伺いました。炊き出しのところで女性の方がとても多いので、皆さんに配っている間に、実際に食べる機会を損ねてしまったと

か、そういう役割分担も考えなければいけないわけなんですけれども、そもそも災害時に女性の声を反映するためには女性の防災人材を増やさないとはいけません。そして、そのためには、まず平時の防災訓練や防災人材育成のときから女性がもっと積極的に参加して、なおかつ意思決定の場にも参加できるような体制と理解が必要であります。そのためには、行政と同じく、男性の皆さんの協力、御理解も必要であると思っております。

県では、こうした防災人材の育成、今までもしていただいていると思えますけれども、どのように女性が防災対策に実際に具体的に取り組んでいくような政策をしているのか、教えていただきたいと思えます。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 女性の防災人材の育成・活用について答弁させていただきます。

災害時の対応におきまして、女性の意見を取り入れていくことは重要であると考えています。

例えば、東日本大震災における避難所運営では、トイレや更衣室の確保、女性用の物資の確保など、女性の視点を取り入れた対策が不十分であったため、様々な問題が発生いたしました。

本県が、この震災発生を受けて平成24年度に実施しました三重県避難所運営マニュアル策定指針の改定におきましては、被災地での避難所運営に実際にかかわった女性の有識者にも検討に参加いただき、避難所内のルールを決定する運営委員会には女性が参画することを明記するなどして、女性参画による避難所運営を推進しているところであります。

さらに、避難所運営だけでなく、地域や職場において女性の視点を取り入れた防災活動が行われるよう、みえ防災・減災センターと連携し、女性人材の育成や啓発事業に取り組んでおります。

女性防災人材の育成状況につきましては、この11月末現在でみえ防災コーディネーターを844名認定しておりますが、そのうち女性は278名となっており、女性の比率は約33%と、平成24年度の約19%から14ポイント増加してお

ります。

また、みえ防災・減災センターに設置をしておりますみえ防災人材バンクの登録者においても、11月末現在500名のうち155名が女性でありまして、31%になりました。さらに、平成24年度から毎年度、看護師、介護士など専門性のある職種を対象に専門職防災研修を開催しておりまして、これまでに100名以上の女性に参加いただいているところであります。

また、自主防災組織のリーダー、これは男性が中心になっていることから、県が実施する自主防災組織リーダー研修において、避難所運営ゲームHUGを通じて女性の視点を取り入れることの重要性を伝えておりますほか、県の防災技術指導員が地域での講話や避難所運営マニュアルの策定を支援する際にも、避難所運営に女性を含む多様な主体が参加することで、避難所の生活環境が向上し、災害関連死を防止することにもつながっていくことを説明しております。

さらに、県内の防災活動に取り組む優良団体を表彰する、みえの防災大賞においても、女性が中心となって行っている防災活動を紹介するほか、その事例を自主防災組織の交流会等の場でも発表いただくなど、活動を促進する取組も行っております。

地域の消防活動を担う消防吏員におきましても、女性活躍に向けての取組が進められておりまして、例えば10月26日、27日に開催しました緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の際には、緊急消防援助隊への女性消防職員派遣をテーマに女性の消防吏員による意見交換会を開催し、就寝場所やトイレなどのハード面から、派遣に対する意識といったソフト面の問題など、幅広い意見交換を行いました。

今後とも、女性の視点や意見を尊重するとともに、多様な主体が防災活動に参加いただくことが重要であると考えております。

引き続き、女性防災人材の育成を進めるとともに、研修会の開催や活動を紹介する取組などを実施することで、女性の防災活動への参加を促進し、地域における防災力の向上を支援してまいりたいと考えております。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） どうもありがとうございます。女性が大変活躍する環境をつくっていただきまして感謝を申し上げます。

これは、女性、男性関係ないんですけれども、長らく防災にかかわっている方にお話を伺ったところ、こうした防災人材を養成したはいいいけれども、それっきりであると。その後のフォローがないため、せっかく人材を養成しても、実際の活動につながっていないという声を大変聞きました。市町や地域の防災組織への橋渡しを県が行っていただくとか、紹介をしていただくとか、そういう顔の見える関係につながりますので、ぜひこうしたフォローも今後は力を入れていただきたいと思っています。

それでは、時間がだんだんなくなってきました、ハード面の対策を伺います。

今年、大雨が大変多い年でありました。県は、危機管理型水位計や監視カメラを河川に設置していただいておりますけれども、河川に対する不安というのが地元の皆様にも大変あります。特に、今年は大雨によって新たな土砂堆積の発生や、あるいは樹木が流されて、河川の流れを妨げている場面も見受けられまして、そうした不安の声も大きくなっています。

国は、既に木曾川下流域で樹木伐採を行っております。そして、今月、桑名市長島町の長良川下流域でも樹木伐採を行うという予定を聞いております。

県としての河川維持管理の対応を改めて伺います。今回、長野県や東北地方では河川の増水で140カ所の堤防が決壊しました。水が堤防を越えて川裏部を削って決壊につながった例、あるいは排水ポンプの電源設備が水につかって使用できなくなった例など、多々ございます。

こうした対策、特に川裏堤防は6月の議会で長田議員への答弁でもおっしゃいましたけれども、県管理河川の排水ポンプについては県としての対策を講じる必要はないのでしょうか。

また、あわせて、私の地域でも町屋川など県管理河川について樹木伐採、あるいは堆積土砂の掘削、そういった声も聞いております。北勢地域だけで

はなくて、三重県全体についての河川管理の概要も教えていただきたいと思
います。よろしくをお願いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 河川の堆積土砂などの維持管理、それと河川の
排水ポンプの浸水対策についてお答えいたします。

河川に堆積した土砂の撤去や樹木の伐採は、河川の流下能力を回復させ、
洪水時の被害を軽減させるために重要でございます。このことから、河川パ
トロール等により河川内の状況を確認し、市町とも協議を行った上で、河川
管理上優先度の高い箇所について堆積土砂の撤去及び樹木の伐採に取り組ん
でいるところでございます。

また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用し、河道掘
削や樹木伐採を実施しております。

現在、県管理河川の堆積土砂量調査を行っているところであり、本年の台
風などの異常出水により新たに堆積した土砂につきましては、災害復旧事業
の申請を行い、撤去を進めていく予定としております。

員弁川、通称町屋川につきましては、昨年度は河川維持事業、災害復旧事
業や砂利採取制度の活用により、約14万立方メートルの堆積土砂を撤去する
とともに、約4万5000平方メートルの樹木伐採を行いました。今年度も引き
続き、堆積土砂の撤去及び樹木の伐採を実施していきたいと考えてございま
す。

続きましては、排水機場の件でございますが、県土整備部が管理しており
ます河川の排水機場は8施設ございまして、これらの施設につきましては、
河川整備の目標として定めた流量規模の洪水に対しましては浸水することは
ございません。しかしながら、本年の台風第19号等、豪雨災害による全国各
地での浸水被害状況を踏まえ、改めて想定される最大規模の洪水や内水に対
する浸水の有無につきまして現在検証を進めているところでございます。

検証の結果、対策が必要となった施設につきましては、令和2年度から順
次、耐水壁や建屋の水密化、機器類の高所化などの耐水対策を進めることに

より災害時における排水機場の正常な運転の確保を図ってまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

さて、災害時だけではなくて、通常時だからこそ河川の維持管理は大変重要だと思っています。しかしながら、今までは通常の維持管理には起債を充当することができませんでした。そのため、県としても予算がないということで、なかなか現地の要望にお応えするのが難しい状況が今までずっと続いていました。

しかし、先月12日、総務省は、地方自治体が行う河道掘削を進めるための新しい制度をつくり、来年度の地方財政対策に盛り込む考えであるとの発表がありました。私もこのニュースを見たときに、やったという声を上げた1人ですけれども、実現すれば県管理河川の維持管理にも大いに資する制度だと考えます。県は、どこまでこの内容について把握され、また国への働きかけなど具体的な取組を実際にどこまで行っていらっしゃるのか教えてください。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 河川の維持管理に関する財政措置についての県としての考え方や国への働きかけについて答弁いたします。

まず、山本議員におかれましては、災害対策、防災に大変関心を持っていただき、ボランティアバス第2便にも御参加をいただきました。心から感謝申し上げます。

大雨で河川が増水した際には、河川内の堆積土砂や樹木が水の流れを妨げ、氾濫につながるおそれがあります。特に、近年では、気候変動の影響等により、氾濫危険水位を超過した都道府県管理河川数は、全国で5年前の59河川と比較して約7倍の412河川と大幅に増加しています。

また、台風第19号による河川の被害状況を見ると、堤防決壊した河川が全国で、国管理河川で12カ所、都道府県管理河川で128カ所であり、中小河川における堆積土砂撤去等の維持管理の重要性が改めて認識されたところです。

本県が管理する河川における堆積土砂等の対策については、市町等から多くの撤去要望がある中、それらに全てお応えできていない状況にあります。そのような中でありますが、本県独自の取組として、少しでも県民の皆さんの安心につなげるため、撤去箇所をインターネット上で公表するなど、維持管理の見える化にも取り組みながら、堆積土砂の撤去や樹木伐採を進めてまいりました。

また、河川管理施設の護岸改修など、長寿命化対策工事とあわせて堆積土砂撤去を行う公共施設等適正管理推進事業債も積極的に活用しながら堆積土砂の撤去につなげていますが、活用できる工事が限定的であることから近年の浸水被害の状況等を勘案すると、さらなる堆積土砂撤去及び樹木伐採に係る財源確保が必要です。

このような状況の中、本年11月12日、高市総務大臣の会見において台風第19号等による河川氾濫の状況を踏まえ、地方自治体による治水対策の強化につなげるため、地方財政措置を創設する方向で総務省が検討している旨の発言がありました。

高市総務大臣の発言は、様々な工夫により堆積土砂撤去に取り組んできた本県としても、ぜひとも実現していただきたい内容であったため、秋の定期要望の中には項目として含めておりませんでした。急遽、要望項目として追加し、11月26日に総務省を訪れました。

総務省では、高市総務大臣の代理としてお会いいただいた斎藤大臣政務官に、地方自治体が日ごろから河川等の管理を充実させ、治水対策を強化できるよう維持管理のための堆積土砂撤去及び樹木伐採について、適債事業化、いわゆる地方債を活用することができる事業とすることでありますけれども、するとともに、元利償還金に対する地方交付税措置を講ずるよう強く要望したところであります。

これに対し、斎藤総務大臣政務官からは、防災・減災対策は大変重要であり、適債事業化等については前向きに検討を進めていくとの心強い発言をいただきました。

適債事業化され、元利償還金に対する地方交付税措置が制度化された場合、地方債を活用することで県の負担が軽減され、より多くの事業を実施することが可能となります。そこで、県としましては、堆積土砂撤去や樹木伐採などの治水対策の強化につなげるため、引き続き、適債事業化を国に強く働きかけてまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 知事の御答弁ありがとうございました。

雨が多いと、河川の上流部の砂防ダムにもたくさんの土砂が堆積すると思います。こういったところにも、この新しい制度は適用されるのかどうか、あるいは恒久的な制度となる見込みかどうかも、もし御存じであれば教えてください。

○県土整備部長（渡辺克己） これまで入手しました情報によりますと、総務省は砂防ダムの堆積土砂撤去につきましても地方財政措置の対象に含める方向で検討しているというふう聞いてございます。

制度の恒久化につきましては、明らかにされておりませんが、維持管理は短期集中的に終わるものではないことから、県といたしましても恒久的な制度となることが必要と考えています。

また、11月26日に知事と総務省を訪れた際には、砂防ダムの堆積土砂撤去についても適債事業化の対象となるよう要望してまいりました。

今後も国からの情報収集に努めるとともに、国に対して恒久的な制度の実現に向けて働きかけを行っていきたいと考えてございます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。来年度に向けての地方財政措置ですので、実現に向けて私たちも注視していきたいと思えます。

先ほど、知事からボランティアバスの話をさせていただいたんですけれども、県外で災害が起こったときには、県庁の皆さん、あるいは市役所、役場の皆さんがたくさん現地に応援に駆けつけていただいています。

また、一方で、民間の方がボランティアとしてたくさん三重県からも駆け

つけていって、現地のいろいろな活動に従事されております。現地の自治体では、三重県さん、うちにも来てくれてありがとうと、結構三重県のボランティアの皆さんがとても頼りにされているなという思いで私も現場で見せていただきました。

こうした民間の善意のつながりも、私は三重県の災害対策の評価の高さの一つになっているんじゃないかなと思っています。そして、こうした積み重ねがあるからこそ、今度は三重県で何かあれば県外から私たちを助けてくれる人が多分あらわれてきていただけるんじゃないかなといったことも皆さんにもぜひお心にとどめていただきたいと思います。

さて、随分時間がなくなってきましたので、次の問いは観光に関してさせていただきます。

今年、G20サミットに付随しまして、財務、労働雇用、農業など関係大臣の会議が八つの分野で行われまして、観光の分野もその一つでございました。

今や世界のGDPの10%を占める観光業の経済的な影響は日本でも無視できないものになっています。しかしながら、私のように以前観光業に従事していた者としましては、景気やトレンドに最も左右される、不安定な業種でもあります。

三重県は、この10年間で観光入り込み客数が3350万人から4260万人と、大幅に増やすことができました。あらゆる機会を捉えて、的確にチャンスをつかまなければいけないと思っています。

そこで質問です。

来年、オリンピック、パラリンピック、東京で開催されますが、東京都はこの東京オリパラ前後の18年間で32兆円の経済波及効果があると試算しています。そして、そのうちの12兆円は地方への効果であるとも言っていますが、正直今のところそんなにあるとは思えませんけれども、しかしながら、やっぱり地方にも少し波及をするであろうことは事実だと思っています。

三重県は、この東京オリパラを契機に、例えば農業の分野では農林水産品の販路拡大、あるいは農産物のGAP認証の普及、東京オリパラを機に進め

ていただいておりますけれども、観光面としてこの東京オリンピック・パラリンピック、どう観光振興の契機として具体的に何か取り組むことをお考えなのかどうか教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 東京オリンピック・パラリンピックの機会を生かしたインバウンド誘客にどう取り組んでいくのかについてお答えさせていただきます。

来年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、国内外からも注目が高まっており、こうした機会を三重県への観光誘客に生かしていくことが重要と考えています。

海外からの旅行者については、自ら旅行を手配する個人旅行の割合が増加していることから、個人旅行者が旅行先を選ぶ際に参考にしているSNSやウェブサイトを活用し、外国人目線によるオンラインでの情報発信に一層注力して取り組んでいます。特に、外国人旅行者にとって三重県のグルメの関心が高いことから、今年6月に発表されたミシュランガイドの掲載情報なども三重県への誘客のきっかけとして活用してきたところです。

今後は、三重県の観光の魅力を動画で世界各国に配信するなどして、海外向けの情報発信に取り組んでいきます。

また、世界各国からの旅行者が集まる機会となりますので、地域と連携して、外国人旅行者の受け入れ環境の充実にも取り組んでいます。今年度は、志摩市をモデルとして観光地型Ma a Sの実証実験を実施しているほか、こうした取組と連携して、地域内のまち歩きを促す取組としてAIチャットボットによる英語での観光案内の導入や、拠点駅でのデジタルサイネージ等の設置により旅行者が求める観光情報を提供できる環境の整備を進めているところです。

このほか、三重テラスにおける訪日外国人旅行者に向けた取組や、ホストタウンに登録されている県内各地域における交流の取組なども踏まえ、今後とも東京2020オリンピック・パラリンピックというチャンスを生かせるよう、

市町や事業者と連携して、交通や観光情報の両面からの受け入れ環境の充実はもちろん、観光庁やJNTO等と連携したプロモーションなど、世界から選ばれる観光地を目指して取り組んでまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） どうもありがとうございます。三重テラスなどは、日本に来てからの働きかけになりますので、できれば、日本に来る前の情報提供とかPR、こちらをもう少し工夫をしていただけたほうがいいかと思いません。

例えば、大使館、領事館への働きかけとか、あるいは三重県観光審議会の議事録を見ますと、富裕層の取組が提案されていますけれども、大手旅行社ではなくて、富裕層に強い小さ目の旅行会社などもありますし、例えば三重県はキャッシュレス化が進んでいるので、カード会社とコラボするとか、いろいろ民間の活力を刺激しながら、そして利用しながら取組ができるかと思えます。

私は、やっぱりアジアの家族連れのお客様がこれから増えてくるんじゃないかなと思いますので、特に三重県は家族連れでも楽しい、行けるところがたくさんございます。家族の方が安心して滞在できるような取組もぜひ進めていければと思います。

また、近鉄とかJRとの連携もありますけれども、高速バスの停留所は、三重県はかなり少ない、たしか伊賀と伊勢ぐらいだったと思います。期間限定でもいいので、バス停を増やすような働きかけもいいんじゃないかなと思っております。

ただオリンピック時というのは、割とその国は混んでしまうので、基本的にはお客様が減るわけなんです。しかしながら、PRとしては、世界中に日本の露出が増えるわけですから、そこにどうやって三重県を絡ませることができるか、PRの部分もあわせて観光の政策と一緒に考えていただきたいなと思っています。

さて、次は、国際会議誘致の経済効果について伺いたいと思っております。

この件については、MICEに関する質問ということで、倉本議員が前回の議会でもされました。

引き続き、私もさせていただくのは、なぜかといいますと、国際会議、地域に与える経済効果というのは、果たして具体的にどのぐらいなのかなあとという疑問が少しあるからです。

伊勢志摩サミットは、県内外合わせて多くの直接経済効果がありました。しかし、通常の国際会議というものは、実は経済効果が意外と見えにくい。なぜなら、会議や宿泊を一緒に1カ所で完結してしまいますので、地域にお金がどれだけ落ちているかというのがわからないようなこともあります。

しかしながら、三重県では担当の方が大変御尽力をいただきまして、伊勢志摩サミット前の3年間ではわずか5件でしたけれども、後の3年間では41件もの会議が行われました。200人規模から4000人規模まで実に多彩です。県や市が交付する補助金も功を奏していると思います。

この機会にやっぱり質を見て、一件一件検証をして、まだまだ工夫できるところがたくさんあると思いますので、この三重県の伊勢志摩サミットでのレガシーを生かしながら、どんどん私も、国際会議をやっていくべきだとは思うんですけども、まず一旦、ここで今までの経済効果、具体的にどれぐらいのものがあるのか、教えていただける範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

そして、国際会議誘致に関して10月もたしかニュースがありましたけれども、知事の思いと意気込みも改めて伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、国際会議などMICE誘致についての意気込み等を申し上げて、経済効果等につきましては、後に観光局長から答弁させます。

G7伊勢志摩サミットの開催経験と、欧米を中心に世界中に本県の知名度が高まった好機を生かし、国際会議等MICE誘致に取り組みました。

結果、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、本県における国際会議の開催件数は、平成25年から平成27年までの3年間で5件であったものが、平成28年から平成30年までの3年間で41件と大幅に増加しました。

さらに、インセンティブ、MICEのI、企業の報奨・研修旅行ですが、タイ、フランスからのツアーや先月には台湾から約70名のツアーを受け入れるなど、国際会議以外の成果にもつながっているところです。

観光庁の調査において、国際会議等MICE参加外国人1人当たりの総消費額は一般観光と比較して大きくなるとされており、国際会議開催の本県経済への波及効果を観光庁のMICE簡易測定モデルを用いて試算すると、桑名市で平成30年に開催されました電子部品に関する国際会議では5640万円、また、この3年間で最大規模となる津市で開催されました医学系の国際会議では2億8820万円となっています。

さらに、経済効果だけでなく、国際会議の開催やインセンティブの受け入れにより、世界から企業や学会の主要メンバーが集うことで、本県の関係者と国内外の関係者の交流を促進し、新しいビジネスやイノベーションの機会の呼び込み、研究環境の向上、ひいては地域の競争力向上につながるものと考えています。

このような国際会議等MICE開催の意義を踏まえ、現在策定を進めています新たな観光振興基本計画においても、MICE開催地としてのブランド価値の向上として三重ならではの特色を生かし、国際会議等MICEの積極的な誘致に取り組んでいくこととしています。

その大きな柱となるよう、伊勢志摩サミットから5年を迎える2021年に開催が予定されています、外務省主催の第9回太平洋・島サミットの本県での開催誘致に取り組んでいます。

太平洋・島サミットは、日本の首相をはじめ、18の太平洋の島嶼国、地域の大統領等が集う首脳会議で、2021年で25周年を迎えるパラオ共和国と本県との友好提携や私が発起人の1人として設立しました太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークでの交流実績を生かせるものと考えています。

この太平洋・島サミットの開催を通じ、MICEを開催するなら三重県というブランドをさらに定着させるためにも誘致を必ず実現したいと考えておりますし、経済効果の地域への波及とチャンスの創造につながる国際会議等MICEの開催が一つでも多く実現するよう取り組んでまいります。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、私のほうからは、国際会議等MICE開催による経済効果についてお答えさせていただきます。

県内で1件でも多くの国際会議等MICEが開催され、地元への経済効果が大きくなるよう、国際会議に関しましては、会議主催者や会議運営事業者に対し、県内における会議施設情報、宿泊施設の収容能力等のリスト、三重県ならではのレセプション会場やアトラクション、エクスカーショント向けの観光情報等、会議開催に役立つ情報をホームページで日本語と英語でよりタイムリーに提供するとともに、パンフレットを作成し、セールスプロモーションで活用しています。

また、国際会議開催時には、地元市町と連携し、会場に観光案内コーナーを設置し、会議の合間や会議後の観光につながるよう紹介を行うほか、夕食やナイトライフを楽しんでいただけるよう、地元の協力飲食店のマップや特典クーポンの配布に努めており、協力いただいた飲食店からはクーポンを使って多くのお客様に御来店いただきありがたいとの評価の声もいただいています。

さらに、会議開催後には観光庁のMICE簡易測定モデルで本県への経済波及効果を試算するとともに、会議の前後において、主催者、会議に協力いただく事業者などから会議運営に係る意見や希望をきめ細かくお伺いし、改善を図っているところです。

その一つの例として、昼食やお茶菓子にもっと地元のものを活用したいとの希望に対し、庁内関係部局との連携のもと、県産品の最新情報を提供し、地元からの調達拡大につながるよう努めています。

また、インセンティブについても、旅行を手配する旅行社に三重県らしい

旅を提案するとともに、旅行後の評価を確認し、次の提案につなげています。

今後とも、県、市町、会議・宿泊施設等の密接な連携体制によるワンストップサービスの提供や、三重県海外MICE誘致促進補助金、この補助金は国際会議を対象とするものですが、この補助金などの活用なども通じて、三重の特色を生かした国際会議等MICEのさらなる誘致に取り組むとともに、県内経済への波及効果が大きくなるようきめ細かく対応していきます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） どうもありがとうございます。今御紹介いただきました桑名の国際会議、これは1人当たり直しますと15万円ぐらいでしょうか。

一般観光客、三重県は、日本の方でも宿泊客で2万6000円ぐらいです。そして、インバウンドの方で来県いただいた方は5万円弱。そう考えますと、やっぱり国際会議というのはかなり経済効果があるのではないかなと。もちろん、単純に比較することは全くできません。空港からの交通費とかも含まれておりますので、高目と言うこともできますけれども、それでも、この地元への影響、そして例えばこの前の伊勢志摩サミットではジュニアサミットが桑名でも開催されました。そうしたように、現地での教育効果とか、それ以外のブランド力の形成とかいった、お金の換算できないこともたくさんあるのではないかなと思っております。

これから、私もこの太平洋・島サミット、ぜひ実現できるように応援したいと思っておりますので、皆さんで頑張りたいと思います。

私の最初の一般質問で大変御無礼をしてしまいました。次は文化財のことについてぜひお話をしたかったですけれども、これはしっかりとお話ししたいと思いますので、次のときに回させていただきたいと思います。

それでは、私の地元で大変大きな問題になりましたRDF焼却・発電事業について伺います。

9月17日をもって三重ごみ固形燃料発電所におけるRDFの焼却・発電を終了いたしました。

平成15年8月に起こった爆発事故により2名の尊い命が奪われました。この事故の後、県議会もRDF貯蔵槽事故調査特別委員会を発足させまして、そして平成28年度には企業庁が総括を発表されています。

今もう稼働をストップしておりますけれども、まだ施設はあります。この施設はこれから撤去作業に入ると思いますが、現在の状況、あるいは撤去のロードマップ、そして事業終了後の総括ということですが、どの時点で事業が終了したというのか、教えていただければと思います。お願いします。

〔山神秀次企業庁長登壇〕

○企業庁長（山神秀次） RDF焼却・発電事業についての今後の取組についてお尋ねいただきましたので、御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、昨年7月19日の三重県RDF運営協議会総会決議を受けまして、各製造団体は本年8月から9月にかけて順次新たなおみ処理体制に移行し、これに伴い三重ごみ固形燃料発電所におけるRDFの焼却・発電は本年9月17日をもって終了いたしました。

RDFの焼却・発電の終了後、設備の清掃並びに焼却灰、ボイラー水等の取り出しを行い、現在その処分を進めているところでございます。

RDFの焼却・発電が終了した本年9月17日以降、三重ごみ固形燃料発電所では設備の清掃作業等に要する電力及び桑名広域清掃事業組合からの御要請に応じて、発電所経由で同組合のRDF化施設へ供給する電力を電力会社から受電しておるところでございます。

本年12月下旬には、電力会社が三重ごみ固形燃料発電所との送電線の接続を切り離す作業を予定しており、その後、速やかに電気事業法第106条の規定に基づく自家用電気工作物廃止報告書を中部近畿産業保安監督部へ提出し、これをもって電気事業法における三重ごみ固形燃料発電所の廃止となります。

また、RDF焼却・発電施設の撤去に向けて、現在撤去費用や工期等を算出するための施設撤去設計業務委託等を実施しており、その中で、周辺環境に配慮した撤去方法、発電所周辺への環境対策及び安全対策等について検討

を進めているところでございます。

施設撤去工事の実施に際しましては、施設撤去設計業務委託等の結果を踏まえ、周辺環境や工事の安全対策に十分配慮した上で、地元市町及び桑名広域清掃事業組合等と協議、調整を行ってまいります。

あわせて、施設撤去方法、周辺環境対策及び工事期間中の環境調査結果等につきましても、学識経験者や地域住民等で構成する三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議等におきまして、適宜、報告するなどして、学識経験者の専門的知見による確認を受けるとともに、地域住民及び地元市町等に丁寧な説明を行っていくこととしております。

引き続き、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて、関係部局と十分に協議、調整の上、関係市町等と緊密に連携し、周辺環境や安全対策に十分配慮した上で施設撤去等の業務を進めてまいります。

なお、事業の総括につきましては、全ての事業が終了した際に、関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの御意見も取り入れ、改めて行うことといたしておりますのでよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。不確定要素が多く、はっきりとした答弁が難しい中、少なくとも今後の予定を皆さんに示していただけたのはよかったですと思います。

地元から所管委員会に要望が出ていると思いますけれども、重ねて、今の御答弁とも重なりますが、3点、特に御注意いただきたい点をお願いいたします。

まず、撤去に当たり、環境に十分配慮すること。特にボイラーの解体は有害物質の飛散など大変危惧しているところであります。解体方法を十分研究していただいて、最も適切な方法をお願いいたします。

また、撤去工事中に発生する打ち水の排水も川に流れ込まないような、環

境への配慮も地元から要望をいただいております。

2番目は、安全に十分配慮すること。

3番目は地元の自治会も含めて関係各所との情報共有、情報公開を保障していただきたいと思っております。事故の際には十分情報が得られず、地元との信頼関係が揺らいだ、そんなこともありました。この17年間の総括ということですが、私も今までの議事録を拝見いたしましたけれども、文面からだけでも当時の責任の所在の不明確さとか、情報公開の不十分さ、あるいは業者へのチェック機能の不十分さなど、多くの問題を県は抱えていたんだなということが思われました。

しかし、県議会としても、当時議決をしたわけなので、何らかの総括、あるいは意見表明といいますか、を同じときにしなければいけないんじゃないかなと、私は思っております。

さて、今日は予定を少し飛ばしてしまって申しわけありませんでしたが、最後に、皆さんにこの本を（現物を示す）ごらんいただきたいと思います。

これは、伊勢湾台風30周年と書いてあります。つまり、今から30年前、木曾岬町が発行した記念誌です。何が書いてあるかという、伊勢湾台風のときに木曾岬町のほうで犠牲になった方のお名前、年齢、住所、全部一人ひとり書いてあります。

これを見ると、赤ちゃんからお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんまで一家で犠牲になられたおうちも1軒や2軒ではないというのがとてもよくわかります。

また、この当時、被災した子どもたちは津や鈴鹿に疎開をしたんですね。そのときの作文も載っています。お父さんやお母さんから離れて不安な夜を過ごしましたというような、本当にこのとき頑張ったんだなという作文がたくさん載っているんですけれども、そのうちの一つに、これは子どもの作文ではないんですが、ぜひ御紹介をしたいものがあります。

流れがこの前の小島議員とかぶってしまうんですけれども、木曾岬小学校、中学校の児童が鈴鹿に避難して、もう帰るといえるときに、当時の鈴鹿市の

小林教育長が皆さんにせんべつの歌を贈っているんですね。苦しいときに皆さんは人の情けを知ったでしょう。自分の力もわかるでしょう。大きくなったら皆さんの中から治水の技術者が、学者が出てきてほしいもの。どうか皆さん、これからも鈴振る鹿がいるという鈴鹿へ遊びにいらっしやい。ちょっと私もうるっとくるんですけど、こんな、優しい詩を当時の教育長は子どもたちに渡してくれました。これも大きく言えば広域避難かと思います。

○議長（中嶋年規） 山本議員に申し上げます。申し合わせの時間になりましたので終結願います。

○7番（山本佐知子） ぜひ、こうした精神が今でも続いていることを願って、今日は初めての機会、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 34番 長田隆尚議員。
〔34番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○34番（長田隆尚） 草莽、亀山市選出の長田でございます。本日は、今日の質問項目、見ていただきますと、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）における施策別という形の中でタイトルをつけさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、最初は、安心を支え未来につなげる公共交通の充実ということでございます。

この施策は、令和5年度までの到達目標、目指す姿としまして、誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現を目指し、持続可能で地域最適な移動手段の確保や、新技術を活用した次世代モビリティの導入時に、国、市町、事業者、関係者等と連携して取り組むことで、高齢者をはじめとする県民の皆さんや来訪者の安心感や、利便性が高まっています。

また、国内外とのさらなる交流を促すため、中部国際空港や関西国際空港の機能強化やリニア中央新幹線の早期整備に向けた取組が進んでいますというふうに記載されています。

その中で、まず、リニア中央新幹線の早期整備に向けた取組についてお伺

いしたいと思えます。

皆さんも御存じのように、東京一名古屋間の約286キロメートルのうち静岡県内の南アルプストンネル静岡工区の約9キロメートルにつきましては、いまだに工事に着工できず、J R 東海と静岡県に国土交通省が加わって協議が始まりましたが、なかなか決着がつかない状態です。

このため、2027年の開業が危ぶまれておりますけれども、これが遅れますと名古屋―大阪間の2037年の開業目標も危うくなってまいります。

そこで、このことにつきまして、まず知事の受けとめにつきましてお伺いしたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） リニア中央新幹線の早期全線開業に向けた思いということでもあります。

本県においては、リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置に向けて1978年、昭和53年にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会を設立し、約半世紀もの間、県内市町、経済団体の皆さんとともに、地道に要望活動、啓発活動に取り組んでまいりました。

そういう取組の結果、2016年には国が財政投融资の制度を活用することで全線開業時期の最大8年前倒しが決定されました。

現在、空港や新幹線の駅が一つもない本県としては、リニア中央新幹線の間接駅ができることによりもたらされる効果は爆発的なものと考えられるため、この上もないチャンスであると大いに期待しています。

リニア中央新幹線全線のうち、東京一名古屋間については、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画が認可され、2014年から工事に着手し、2027年に完成する予定となっています。

また、名古屋―大阪間については、J R 東海は、東京一名古屋間開業後、連続して工事に着手することとしており、開業時期は最短で2037年の予定となっております。

こうした中、先ほど議員からも御紹介がございましたが、東京一名古屋間で

はターミナル駅やトンネル、立て坑工事などが進められているところですが、南アルプストンネル工事の静岡工区については、現在トンネル掘削工事の着手に至っていない状況です。

このため、早期の工事着手に向け、国土交通省主導による静岡県、ＪＲ東海との三者協議に向けた調整が行われています。

本県としても、国による積極的な関与により工事の早期着手を促す必要があるとの考えから、11月に実施した国への要望活動などでスピード感を持って調整するよう要望を行ったところであります。

また、東京一名古屋間の2027年、名古屋一大阪間は最短で2037年の開業を念頭に、着実に事業が進捗するよう、ＪＲ東海にできることは全てやるとの思いで、全力で協力していきたいと考えています。

このため、環境アセスメントの着手と県内のルート、駅位置が明らかになることが想定される4年後の2023年に向け、今年1月にＪＲ東海に配置された名古屋以西準備担当部門との実務レベルによる意見交換を今まで以上に密にし、円滑な環境アセスメントの実施に必要な地域の情報についての提供を行っているところです。

また、三重、奈良、大阪リニア中央新幹線建設促進会議の枠組みや、リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議の二つの枠組みを通じ、関係府県市等と強力で連携を図ることにより一日も早い全線開業の実現に向けた取組を進めています。

東京一名古屋間の2027年開業はもちろんのこと、県内駅位置の早期確定や一日も早い全線開業は三重県にとっても悲願であり、オール三重でしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

そのためにもスケジュールは早まりこそすれ、遅れることは絶対にあってはならないと思っています。

11月11日に開催された総理と知事との懇談会において、全国知事会地方創生対策本部長として、一日も早い全線開業とリニア中央新幹線開通によるスーパー・メガリージョン効果を最大限引き出すための支援を要請したとこ

ろであり、引き続き強い思いを持って取り組んでまいります。

これまでの半世紀にわたる三重県内の努力をしっかりと結実できるように、2027年の開業に向けてしっかりと取り組んできたいと思えます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。名古屋—大阪間につきましては、2027年の東京—名古屋間の開業に引き続き、環境アセスメントの関係で2023年ごろのルート及び駅位置発表を目標にしているということでございますけれども、ルート及び駅位置が決定すれば、それだけ早く駅へのアクセス等の準備を始めることができます。

国の骨太方針2019においても、建設主体が全線の駅、ルートの公表に向けた準備を進められるよう必要な連携、協力を行うという方針が示されるとともに、新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強化などによる新幹線ネットワークの充実を図るといような方針も示されています。

11月26日には、鉄道建設・運輸施設整備支援機構から北陸新幹線敦賀—新大阪間延伸の環境影響評価方法書が公表されました。北陸新幹線延伸の環境アセスメントでは、本年5月31日に計画段階環境配慮書を公表しており、それに続くものです。

リニア中央新幹線につきましては、東京—名古屋間の課題等を研究するための先ほども紹介がありましたリニア中央新幹線東海三県—市連絡会議と名古屋—大阪間の早期開業を目指す三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議の二つの枠組みがあります。ぜひとも、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議では、北陸新幹線とのネットワークを進める意味でも2023年ごろのルート及び駅位置の発表を死守していただくようお願いしたいと思えますが、知事のこの2023年発表への思いについて再度お伺いしたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） その2023年を迎えるに当たりまして、先ほども言いましたように、ルートの決定、駅位置の確定、これは一日も早く開業するために

大変重要な要素で三重県にとっても悲願でありますので、しっかりとオール三重で取り組んでいきたいと思っておりますし、今年は12月25日のクリスマスに、この三重、奈良、大阪リニア中央新幹線建設促進大会もやりますので、そういう中でも機運の醸成を図ってまいりたいと思っております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） では、静岡県との調整につきましては、国にお任せするとしても、神奈川県では先ほどもございました先月22日に相模原市に設置される神奈川県駅の起工式もありました。そういう明るいニュースも飛び込んでおりますので、ぜひとも早期全線開業に向けて、県としてもしっかり準備を進めていただきたいと思います。

先ほども知事のほうから紹介ございましたが、この25日には、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会が奈良県で開催されますが、2023年という目標だけは死守していただいて、仮に2027年名古屋―東京間が不可能になったとしても、逆に2037年同時開業ができるような思いの中で頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に機運の醸成についてお伺ひしたいと思います。このような中で、先ほどのみえ県民ビジョン・第三次行動計画（仮称）では施策の副指標としてリニア中央新幹線に関する啓発活動の実施件数というのが掲げられ、令和5年度目標として60件の啓発活動の実施ということが示されております。具体的にどんな機運醸成に取り組むのでしょうか。

この図を見ていただきたいと思います。 （パネルを示す）これは京都市のホームページです。リニア中央新幹線が京都市を通ることはほぼないと思っておりますが、そのような状況の中でも京都市はこのように頑張ってお誘致に取り組んでいます。

この内容を見ていただきましても、この中に新着情報というのがありますけれども、その中で、例えば京都学生祭典においてリニア京都誘致のPRを行います、あるいは行いました。また、リニアサンガデー！を開催しました。リニアサンガデー！のイベント開催を記念してグッズプレゼントの企画を実

施しました。であったり、第17回京都学生祭典プレイベントタナバタフェスタにおいてリニア京都誘致PRを行いました。また、京都サンガF.C.とリニア京都誘致の応援コラボ、リニアサンガデー！を開催します。そして、地下鉄の日におきましても、「リニア・北陸新幹線京都誘致」&“サブウェイ・パフォーマー”フェスティバルを開催しました等、PRブースの出展、PRグッズのプレゼント等の実施、他のイベントとのコラボレーションというふうな様々な企画を行っておりますし、ホームページも今申し上げたようにどんどん新着情報が更新されている状態です。また、先日も京都に参りましたところ、PRポスターが地下鉄の駅にも掲載されておりました。

三重県としましても、今後このようにホームページを開設したり、あるいは、今現在、津駅の近鉄のホームに誘致看板があると思いますが、ポスターを製作して掲示する、PRイベントを実施する、PRグッズを作成する等、ぜひ検討していただきたいと思いますが、地域連携部の見解をお伺いしたいと思います。

[大西宏弥地域連携部長登壇]

○**地域連携部長（大西宏弥）** それでは、リニア中央新幹線の早期実現に向けた県民の皆さんの機運醸成の取組についてお答えさせていただきたいと思えます。

リニア中央新幹線の一日も早い全線開業の実現に向けては県民の皆さんの御理解と御協力が不可欠であります。このため、昨年度県民の皆さんのリニア中央新幹線整備に対する理解の状況を把握するためe-モニターアンケートを実施いたしました。

その結果、リニア中央新幹線の東京―名古屋間が2027年に開業予定であることを知っている方は55%、名古屋―大阪間が最短2037年に開業予定であることを知っている方は19%となっており、まだまだ認知度は低い状況にあることがわかってまいりました。

県では、現在、全国同盟会での活動をはじめ、奈良県、大阪府と連携して様々な啓発に努めております。例えば3府県で連携した啓発活動として、卓

上のぼり旗や啓発グッズを作成し、3府県大会等でPRを図るとともに、東京メトロ霞ヶ関駅構内での啓発看板の設置や啓発ポスターを県同盟会総会や大会などで掲出しPRを行っております。

また、独自の取組としてリニア中央新幹線夏休み親子学習会や鉄道展、あるいはモビリティ・マネジメント活動など様々な機会を通じた啓発活動を実施しております。

こうした中、先ほどもお話がありましたように、2023年ごろには名古屋—大阪間における環境アセスメントの着手も予想されることなどから県民の皆さんの機運醸成に一層注力していく重要な時期を迎えていると考えております。

このため、県では、リニア中央新幹線の開業による時間短縮効果や観光など様々な分野に及ぼす効果等について昨年度から本年度にかけて調査を実施しており、その結果やリニア中央新幹線の概要を今年度わかりやすくパンフレットにまとめる予定にしております。

今後は、作成したパンフレットなどを活用しながら様々なイベント等の機会を通じ、県内全域で啓発活動を進めてまいります。

加えて、議員からもお話がございましたが、リニア中央新幹線開業後の次代を担う高校生や大学生などの若者をターゲットとしたシンポジウムなどの開催や、リニア中央新幹線をもっと知ってもらうための動画を作成し、ホームページに掲載するなど広く県民の皆さんへの啓発に取り組んでまいります。

今後、名古屋—大阪間のルートや県内の駅位置も明らかになってまいります。県民の皆さんにリニア中央新幹線に対する理解を深めていただきますよう、これまで以上に精力的に啓発活動を実施し、機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） それでは、ぜひとも機運醸成を図っていただきまして2023年に対する機運醸成の中で2037年の目標ができるような形で頑張っていたいただきたいなと思います。

それでは、続きまして、誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現についてと非常に抽象的なタイトルでございますが、これについて今から質問させていただきたいと思います。

これは、地域公共交通網の活性化、再生に関する国の動きのほうから説明に入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

まず、モータリゼーションの進展や人口の減少、少子・高齢化などにより公共交通を取り巻く状況は厳しさを増す中で、公共交通ネットワークの縮小やサービスの水準の一層の低下が、さらに公共交通利用者を減少させるなど、いわゆる負のスパイラルに陥っている状況が見られるようになってきました。

こうした状況を受け、平成19年、地域公共交通の活性化及び再生に関して、市町村を中心とした地域関係者の連携による取組を国が総合的に支援することを目的に、地域公共交通活性化再生法というものがつくられました。

これに基づきまして、各地域におきましては、市町村、公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、住民等により協議会が組織され、全国で601の地域公共交通総合連携計画が策定されています。

この図が（パネルを示す）その仕組みをあらわしたものになっています。これを見ていただきますと、この中に問題点としまして、こここのところに書いてあるわけですが、連携計画の多くは民間バスが廃止された路線についてコミュニティバスなどで代替するための単体の計画にとどまっている。数少ない交通ネットワーク全体を対象とした連携計画も一部作成されたが、まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体的な取組に欠けている。LRT、地方鉄道以外による地域公共交通網の再編については、実効性を担保する措置が講じられていないというふうな問題点が掲げられています。

平成26年1月に、国土交通省の交通政策審議会地域公共交通部会で地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みに関する基本的な考え方が示されました。それがこれに当たります。

（パネルを示す）この中で、市町村が作成する地域公共交通総合連携計画の課題が書かれておりますが、解決するためには、まちづくり、観光振興等

の地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成、地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ、広域性の確保、住民の協力を含む関係者の連携、具体的で可能な限り数値化した目標設定がポイントとなり、民間事業者の事業運営にともすれば任せきりであった従来の枠組みから脱却して地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者の合意のもとでまちづくりと一体的に持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを再構築するという方向性が示され、地域公共交通活性化再生法が平成26年11月に改正され、地域公共交通網形成計画の策定ができるようになりました。

この地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民、交通事業者、行政の役割を定めるもので、公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う場合は、再編実施計画の策定をするというものです。

この図が（パネルを示す）地域公共交通活性化再生法の改正について示したのですが、この改正が目指すものは、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持、向上であり、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築する、がポイントであるというふうに記されております。

こうして平成26年の地域公共交通活性化再生法の改正を受け、平成28年度からスタートしたみえ県民力ビジョン・第二次行動計画では、地域公共交通網形成計画を策定し、事業に着手した地域数を活動指標として位置づけられており、地域公共交通の維持確保に向け取り組んできましたが、現段階では13地域という目標に対して12地域というふうになっております。どこかと申し上げますと、桑名市、四日市市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町で、市町単位だけの計画となっております。

実は、京都府では、京都府域のJR関西線加茂駅以東について、京都府、

笠置町、和束町、南山城村が共同で J R 関西本線加茂以東沿線地域公共交通網形成計画が策定されています。

資料はございませんが、その概要版がこれに当たります。（現物を示す）これは、京都府域の J R 関西線加茂駅以東が、旅客数が減少傾向にあり、単線非電化となっている上、府域の 3 駅は無人駅で駅へのアクセス道路や駅前広場の整備が進んでいないため、平成27年度に駅再生プロジェクトアクションプランの検討をはじめ、笠置駅、これは笠置町になります、及び大河原駅、これは南山城村になります、を先導的に着手する駅として、駅のにぎわいづくりや駅前広場の改修に向けた取組を開始したこと。

和束町には、鉄道駅はなく加茂駅、これは木津川市になりますが、を起点とした地域間幹線系統バスが運行されていること。笠置町、和束町及び南山城村は、環境や教育事務の共同化を目的とした広域連合が平成20年から設置されており、地域内交通の整備、少子・高齢化への対応、交流人口の拡大といった共通した課題を持っていることから、三つの町村を一つの計画圏域として、基幹交通とアクセスする交通からなる公共交通のネットワークの再構築を行おうとするものです。

この計画では、課題を通勤通学、観光、交流交通、日常生活交通の三つに整理し、通勤通学では、区域内で居住しながら木津川市、奈良市、京都市、大阪市等への通勤通学ができる公共交通網の整備や、最寄りの鉄道駅を利用できる環境の整備、観光・交流交通では、お茶の京都の取組を契機とし、来訪者が使える鉄道駅等を起点とした公共交通の構築、日常生活交通では、3 町村間の相互移動ができる公共交通の整備、鉄道間及び鉄道と駅からの交通機関との乗りかえ環境の整備、公共交通利用への転換と外出機会を拡大する取組、自動車の運転が困難になる高齢者の増加を見据えた移手段の確保や安全な公共交通環境の充実が課題として示されており、これらの課題を解決するための基本方針、数値目標、具体的な政策がまとめられています。

地域公共交通活性化再生法の改正のポイントである先ほどのまさしく地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワーク

を再構築するというのがまさに具現化されている計画であるというふうに思われます。

三重県でも、県が主体あるいは参加ではなく、参画した地域公共交通網形成計画の推進はできないものなのでしょうか。

また、鉄道につきましても、三重県鉄道網整備促進期成同盟会、関西本線整備・利用促進連盟、ＪＲ名松線沿線地域活性化協議会などにおいては、利用促進活動に取り組みますとありますが、例えばＪＲ関西線をはじめとする在来線や地域鉄道利用促進を図る観点から、鉄道を軸に沿線の複数市町の区域を対象とした地域公共交通網形成計画の策定等を県が主体的に参画し、市町とともに策定する等、利便性の拡大に向けた主体的な動きができないものかについてお伺いしたいと思います。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（大西宏弥）** それでは、広域の地域公共交通網形成計画の策定についての県の考え方ということでお答えさせていただきます。

議員から御紹介がございました地域公共交通網形成計画は、平成26年11月に改正されました地域公共交通活性化再生法においてまちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を進めることを目的として、地方公共団体が策定することができることとされた計画でございます。

網形成計画は、市町の総合計画、あるいは都市計画マスタープラン等との整合や多様な交通手段の連携、分担など様々な調整を図ることで、地域の実情に応じた実行性のあるものとするのが重要であると考え、本県では市町における網形成計画の策定を推進してまいりました。

市町が網形成計画を策定する際には、県も市町が設置する協議会の委員として他市町の情報提供や広域的な観点から助言を行うなど、網形成計画がよりよいものとなるよう支援してきました。

その結果、議員からも御紹介がありました現時点で12市町が網形成計画を策定し、地域の公共交通ネットワークの再構築に取り組まれているところでございます。

また、住民の広域的な移動ニーズ等を踏まえまして、複数市町が広域の網形成計画を策定する場合においても、構成市町の求めに応じ、広域調整の観点から県は参画して取り組むこととしております。

こうした中、現在、国において、先ほど議員からも御紹介がありました地域公共交通活性化再生法の改正が検討されております。都道府県と複数市町村との広域計画の策定について、さらなる連携、協働の必要性などが議論をされているところでございます。

本県としても、鉄道を軸にした沿線市町による広域的な計画など、議員からも紹介がありました広域計画に取り組む他府県の事例も研究するとともに、国の法改正に向けた動きもしっかりと見きわめながら、今後さらに市町と連携を図りまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 広域での地域公共交通網形成計画の策定につきましては、来年の国の法改正ということもありますので、それを注視していただきたいと思いますが、ぜひとも先ほどのこの図にもありますように、（パネルを示す）地方公共団体を中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通のネットワークを再構築ということでございますので、それを目指していただいて、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）における国、市町、事業者、関係者等と連携して誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現を目指していただければと思います。

最後に、リニア中央新幹線の話に戻りますが、順調にいけば2023年ぐらいには駅位置とルートが決まってくるというふうに言われています。

本年11月に提出された令和2年度予算の確保に向けた国への要望には、リニア中央新幹線の早期全線開業及び地方のリニアインパクト最大化への支援強化の中で、リニア中間駅を核とした在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討することという要望を行っていただいておりますが、地域公共交通網形成計画にかかわる広

域の法定計画になるかもわかりませんが、国からしっかり支援していただき、しっかり安心を支え未来につながる公共交通の充実を進めていただくことをお願いさせていただいて、この項目は終わらせていただきたいと思います。

では、次に、災害に強い県土づくりについてお伺いしたいと思います。

この施策では、令和5年度までの到達目標、目指す姿として、自然災害からの被害を軽減させる減災の観点から、地域の事情を踏まえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路等の機能確保を図ることで、災害に対し安全・安心な県土づくりが進んでいますというふうに記されています。

その中で、まず緊急輸送道路等の機能確保についてです。

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の計画的な耐震計画やのり面の防災対策に取り組みますとあります。

緊急輸送道路である国道25号は、亀山市内においては緊急輸送道路に該当しませんが、本年ものり面崩落によって現在工事中であり、昼間も通行どめの日もあります。また、ここ数年で3回目の崩落になります。

緊急輸送道路ではありませんが、本年県道四日市関線ものり面崩落が発生し、復旧工事が今月から始まる場所ですし、昨年は、県道鈴鹿芸濃線でものり面崩落が発生し、その復旧のため通行どめになっておりました。

このように、のり面崩落が亀山市内だけでも頻繁に発生しておりますが、こののり面の防災対策についてどう取り組んでみえるのか、お伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 県管理道路ののり面の防災対策についてお答えいたします。

県管理道路における道路のり面は平成8年から9年にかけて実施した道路

防災総点検や平成26年の道路ストック総点検の結果を踏まえ、毎年のり面点検を実施しております。

この点検結果等により対策が必要と判断される箇所につきましては、緊急輸送道路や孤立集落発生の原因となる箇所を優先してのり面の防災対策を実施しております。

また一方で、のり面の風化や劣化等に伴い、変状や崩落が発生する場合もあり、これらについても随時対策を実施しております。

近年、集中豪雨による大規模災害が頻発する中、当初予算に加え、国の補正予算等を積極的に活用し、のり面对策を進めています。

特に、平成29年度の補正予算や平成30年度からの防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用し、のり面对策予算を大幅に増やして鋭意対策を進めているところでございます。

本年6月に発生しました亀山市関町金場地内の国道25号ののり面崩落につきましては、年度内の対策完了に向け工事を進めており、引き続き、亀山市加太北在家地内ののり面についても国土強靱化予算を活用し、対応する予定としております。

今後も災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、また、道路利用者の安全・安心を確保するため、積極的にのり面对策の予算確保に努め、定期的な点検に基づく計画的な対策とともに、のり面の変状など緊急的な対策にも速やかに対応していきたいと考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 先ほども御紹介いただきました、先日台風第19号がございましたが、そのときには、その名阪国道、国道25号がともに大雨のために通行どめというふうになっていました。この場合、亀山地区から加太地区に行くには、林道しか通る道はございませんし、その林道自体も折れた枝、倒れてきた竹等で危険な状態でありましたし、夜間にはそれこそ獣害ではありませんが、いろんな動物も出ますし、通れるような状態ではありません。

このように、先ほどもありました孤立集落発生の原因になるような可能性

のある道路につきましては、定期的に点検いただいているということでございますが、ぜひともふだんから常時のり面の除草等を行っていただき、のり面の状況が点検できやすくなるような状態を保っていただき、あるいはのり面変状が認められた場合には、早急に対応を進めていただき、孤立集落が発生しないような対策を講じていただきたいと思います。

また一方で、道路の通行支障を防止するという意味で、草刈り等を行っていただいていると思いますが、昨今、木が倒れてくる、また、それに伴って土砂が崩落するという道路のり面も多く見受けられますので、道路の通行支障という観点からだけではなく、のり面の安全性の確保という意味からもせめて県が所有しています県有地のり面部分だけでも結構ですので、危険と思われる草木の伐採、あるいはその除草につきましては積極的に取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 県管理道路沿いの樹木につきましては、道路パトロールや道路利用者等からの通報を踏まえまして、道路の通行に支障となる枝葉の伐採や道路上へ落下するおそれのある樹木の除去を行っております。

引き続き、道路パトロール等により確認するとともに、のり面点検時における現場状況を踏まえまして、随時、枯れ木や倒木など危険な樹木の除去を行い、道路のり面の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○**34番（長田隆尚）** それでは、ぜひともそういうような形の中でのり面点検等を進めていただきたいと思います。

では次に、地域の事情を踏まえた施設整備の適切な維持管理についてお伺いしたいと思います。

取組方向としまして、洪水対策の推進として、河川堤防の整備、河川管理施設等の耐震化や計画的な老朽化対策、堆積土砂の撤去及び樹木伐採等、土砂災害対策の推進として、土砂災害防止施設の整備や適切な維持管理とあわせて土砂災害警戒区域の指定等に取り組むというふうに書いてあります。

そこで、まずお伺いしますが、河川堤防の整備、土砂災害防止施設の整備

はどのようなふうに行っているのでしょうか。また、その一方で、既に整備された河川管理施設の耐震化や計画的な老朽化対策、土砂災害防止施設の適切な維持管理はどのように行っているのかもあわせてお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 河川堤防や土砂災害防止施設の整備状況と耐震化や老朽化対策、維持管理についてお答えいたします。

県が管理する河川のうち沿川に人家や農耕地等があり、整備が必要な区間は約1180キロメートルあります。このうち平成30年度末時点での整備済み延長は約470キロメートルとなっています。

また、土砂災害防止施設の整備が必要な要対策箇所は、土石流危険渓流で2547カ所、急傾斜地崩壊危険箇所で2692カ所、地すべり危険箇所で87カ所の計5326カ所あります。このうち平成30年度末時点での対策済み箇所は土石流危険渓流で583カ所、急傾斜地崩壊危険箇所で259カ所、地すべり危険箇所19カ所の計861カ所となっています。

県管理施設の耐震対策につきましては、南海トラフ地震に備えた地震、津波対策といたしまして、河口部の大型水門と樋門の耐震化を優先して進めており、現在5施設で対策を実施しています。

また、堤防につきましては、現在、鍋田川など4河川で耐震対策を実施しております。

老朽化対策といたしましては、計画的な維持管理が必要となる排水機場や大型水門、樋門などは既存施設の機能や性能を長期にわたり維持させるため、長寿命化計画を策定し、施設の修繕や改築等を実施しております。

また、老朽化が進行し機能低下が見られた183カ所の河川堤防につきましては、脆弱箇所の補修といった老朽化対策を平成29年度までに完了しております。

平成30年度以降は、全河川におきまして年1回以上のパトロールによる状況把握を行い、適切に維持管理を行っています。土砂災害防止施設の維持管理につきましては、点検等により劣化や損傷が確認された施設は状況に応じ

て修繕を行っております。

また、既存施設の機能や性能を長期にわたり維持させるため、長寿命化計画を策定し、施設の修繕や改築等を実施しております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） それでは、順次危険箇所につきましては、施設整備を進めていただきたいと思いますし、整備がされるまでは、ハザードマップ等で周知をしていただければなと思います。

一方、河川堤防、護岸の点検につきましては、河川法に基づいて実施する堤防区間及び重要水防区域の点検については、年1回、業者への委託により実施し、それ以外の区間については、出水後等に随時、直営により漏水、沈下、破損やすき間、基礎や根固め等の洗掘、斜路、階段等の破損等を実施しているということです。この図が河川の除草の範囲をあらわしたものですが、（パネルを示す）この図で申し上げますところの赤いところが対象というふうになっています。

それで、この出水時点検を行う堤防区間、重要水防区域につきましては、草木が生えていてなかなか点検ができないようなところもあると思われますけれども、そういうところについてはどのように点検しているのでしょうか。

また、急傾斜地崩壊防止施設につきましては、平成25年度から国の砂防関係事業に係る施設の緊急点検の実施についてという通達を受けて開始したとお聞きしておりますが、これらの施設につきましては、比較的昭和時代につくられたものが多く、のり面施工による箇所の場合は、その施設自体があるかどうかかわからないような竹が生えておったり、木が生えておったりする場所もたくさんあると思われますが、このような草や木が生えておるところにつきましては、その点検についてはどのような形で行っているのかについてもお願いしたいと思います。

○県土整備部長（渡辺克己） 堤防等の点検につきましては、議員から御指摘いただきましたように、堤防区間及び重要水防区域につきましては、毎年出水期前に点検を行い、それ以外の区間につきましても出水後など、全ての河

川を対象に堤防等に変状がないかを目視で確認しております。

急傾斜地崩壊防止施設の点検につきましては、台帳等で施設の位置や諸元を確認した上で、現地にて施設に損傷やひび割れ等の変状がないかを目視で確認しております。

なお、堤防や急傾斜地崩壊防止施設の点検に当たり、草木が繁茂していて施設の状態を確認することが困難な箇所につきましては、下草刈りや枝払いなどを行いながら点検を行っているところでございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 今草刈りなんかをやっているということですが、地域によりましては整備がされてから一度も伐竹であったり、草刈りをしたことが聞いたことがないというような場所もあるというふうに聞いております。

また、そのような箇所につきましては、台風等風が多く吹いたりする場合には、木々が揺れることによって電波障害が起きたり、あるいは木の葉っぱ、竹の葉っぱが家屋のといにたまって、雨漏りの被害を与えるというケースもたくさんあったりしております。

また、その施設、のり面等の耐久性に対する心配から、せっかく県の施設があるのに自主避難をされておるといふ方も一部にはおります。そういう意味でも、順次木を切っていただいたり竹を切っていただいたりしながら、住民の不安がなくなるような形で点検をしていただければと思います。

また、一方で、土砂災害警戒区域内に県の施設や土地が存在している場合があります。この表は、（パネルを示す）施設及び近隣地域への影響の可能性のある土砂災害警戒区域内に存在する県有地の一覧です。これを見ていただくとわかりますように、防災対策部、子ども・福祉部、地域連携部、県土整備部、教育委員会と多部局にわたって存在しておりますけれども、この点検はどうされているのでしょうか。

全ての部局からお伺いしたいのはやまやまですが、時間もございませんし、教育委員会は所属の委員会でございますので、ここでは県の重要な機能であ

る広域防災拠点の対象となっております防災対策部の東紀州広域防災拠点と県民の生活拠点である県営住宅等が対象となっております県土整備部にお伺いしたいと思います。

○防災対策部長（日沖正人） 県有施設の土砂災害警戒区域内にある防災対策部が所管する広域防災拠点、東紀州紀南拠点でありますけれども、平成19年度にこの拠点運用を開始しましたが、今年3月にこの東紀州紀南拠点の敷地の一部が土砂災害の警戒区域等に指定されました。

この指定によりまして、拠点内の施設のうち一部の倉庫等が土砂災害警戒区域等に含まれるということになったわけですが、この土砂災害警戒区域等の周辺に民家はなく、拠点の入り口に車どめを設けるなどもしております。外部から入ることができないように管理をしておりますので、住民の方への影響はないものと考えております。

東紀州紀南拠点については、毎週巡回点検を行うなどの維持管理を行ってきておりまして、引き続き、現況の確認を行う中で周辺に影響が予想される場合には必要な対策を実施するというようにしておりますし、また、拠点機能に支障が来さないように十分注意をしまいたいと思っております。

○県土整備部長（渡辺克己） それでは、県土整備部所管の施設につきましてお答えいたします。

県土整備部が管理しております県営都市公園では、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園の3公園におきまして、また、県営住宅では笹川第二団地など6団地におきまして用地の一部が土砂災害警戒区域に指定されております。

これらの県営都市公園及び県営住宅では、指定管理者制度を導入しており、指定管理者が日々の巡視等により施設に異常が確認された場合は遅滞なく県へ報告することとなっております。

また、県営住宅におきましては、指定管理者が24時間体制で連絡の受付を行っておりまして、入居者からの通報にも対応することができることとなっております。

県としましては、指定管理者からの報告を受けた場合には、その内容を確認し、周辺に影響が予想される際には公園利用者や入居者、近隣住民等への周知や立ち入り防止措置などを行うとともに、必要な対策工事を実施していきたいと考えてございます。

以上です。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 東紀州防災拠点につきましては、そこが使えなくなっただけは意味がございませんので、ぜひとも早急にのり面等の整備を行っていただければと思いますし、その他の施設につきましても、近隣地域への影響の可能性のあるような土砂災害警戒区域に存在する県有地につきましては、早急に整備いただきますとともに、整備されるまでは先ほどの話ではございませんが、草木等を刈っていただいて、ちゃんとのり面等が点検できるような状態にさせていただき、その中で整備をしていただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

そんな中で、本年11月7日、国土交通省が気候変動を踏まえた水災害の対策のあり方について社会資本整備審議会に諮問し、同審議会に気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会が設置され、鈴木三重県知事が委員に就任されました。

小委員会の設置目的は、気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇、人口減少や超高齢化社会の到来、社会構造の変化等を踏まえ、低い水準にある治水安全度の速やかな向上や、予測される将来の降雨量等を反映した治水対策への転換に加えて、災害リスクを勘案したコンパクトなまちづくり等の取組とともに、流域全体で備える水災害対策に対して総合的に検討を行うというものです。

ぜひとも、就任されたことの抱負とともに、維持管理に関する強化について知事の抱負と意気込みをお伺ひしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 委員就任の抱負と公共土木施設の維持管理強化に向けた

意気込みということで答弁させていただきます。

今年11月7日社会資本整備審議会の気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会の委員に、都道府県知事としては唯一となりますけれども、就任をさせていただきます。

本委員会につきましては、昨日の赤羽国土交通大臣もそうでしたけれども、総理や大臣が頻繁に国会答弁や記者会見でも述べられておりますので、大変身の引き締まる思いでありますし、強い意気込みを持っているところであります。

この委員会では先ほど議員からも御紹介があったとおり、近年の気候変動により頻発化、激甚化する水災害を受けて、流域全体で備える治水対策や災害リスクを勘案したコンパクトなまちづくりなども総合的に検討することとなっております。

私自身、12月6日、東日本大震災からの復興状況の視察のため、福島県を訪問する予定ですが、台風第19号による被災状況の視察も行程に加え、堤防が決壊した中小河川の状況を自らの目で確認し、現地的心声を伺うこととしたところであります。

委員会におきましては、平成23年の紀伊半島大水害など県内で発生した台風や豪雨による水災害への対応や、9月まで全国知事会の危機管理・防災特別委員長を務めた経験、また、福島県との意見交換なども踏まえ、地方自治体の代表として国の水災害対策に治水対策のみならず、防災対策や危機管理、まちづくりの観点などについても意見を申し上げるとともに、当該委員会での議論などを県内の防災・減災対策に生かしていきたいと考えています。

公共土木施設の適切な維持管理は重要であり、令和元年度6月補正後予算における県単維持事業では、平成14年度以降で、約20年弱の間となりますけれども、最大となる事業費98億円余を確保したところであります。

また、維持管理の強化に向けた取組をさらに加速するため、河川や砂防ダムの維持管理のための堆積土砂撤去や樹木伐採の財源について適債事業化するとともに、元利償還金に対する地方交付税措置を講ずるよう総務省に強く

要望したところであります。

今後、安全・安心な県土づくりに向け、県民の皆さんの参画や協力も得ながら必要な公共土木施設の維持管理にしっかりと取り組んでまいります。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。本年度は頻発、激化する風水害、土砂災害や地震等からの被害を軽減するために、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対応しつつ、防災・減災対策パッケージ総額として約862億円が計上されています。

今後、開催される小委員会等におきまして、知事から国の水害対策に意見を述べるとともに、小委員会の議論などを県内の防災対策に生かしていただきたいと思えます。

今日は、適切な維持管理という観点から草刈り等の充実について質問をさせていただきましたけれども、道路脇の通行支障をなくすための草刈りというのも存在しております。予算の関係で幅が1メートルから80センチメートルになったり、年2回刈りから1回刈りに変わったりというようなところも出ておりますけれども、実際亀山市なんかでもそうですが、県道でも2メートルぐらいしかないところにおきましては、草を刈らないと車に当たって走れないと、そういうような状況の道路もたくさん県道であります。そういうところにつきましては、それを避ける意味でもぜひとも草刈りをしていただいて、また草が出てくることによってセンターラインのある道路のセンターラインをまたいで走らないでいいような形で頑張っていただければなと思えます。

草刈り等を行ってのり面等が点検できるようにしていただくとともに、地域の事情を踏まえた施設整備や適切な維持管理に努めていただけるよう、令和2年度の予算措置の増額に期待しておきたいなと思えます。

それでは最後に、中小企業・小規模企業の振興についてお伺いします。

この施策は、目指す姿として、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づく施策、事業に取り組むことにより、中小企業、小規模企業が、直面する

経営課題に自ら気づいて対応し、ICTの利活用をはじめとした生産性の向上や円滑な事業承継、防災・減災対策等が進んでいますというふうに記されています。

そこで、まずこの事業承継についてお伺いしたいと思います。

この図が事業承継についてあらわすものです。（パネルを示す）ここに書いてございますけれども、平成30年3月策定の三重県事業承継支援方針に基づき、国、県、市町、商工団体、金融機関、専門家等によるオール三重体制による三重県事業承継ネットワークを核として、関係機関の連携により平成30年度から令和3年度までの5年間に集中的に取り組を展開するというものです。

プレ承継、事業承継、ポスト承継の三つのステップがあり、プレ承継では、経営者の気づきと対話の促進にポイントを置き、事業承継診断や支援機関と経営者の間の対話等を促進し、事業承継に向けた準備のきっかけづくりを提供し、事業承継で後継者が継ぎたくなる環境の整備にポイントを置き、経営向上や事業承継計画の作成、後継者のマッチングの強化、株式事業用資産等承継資金の供給、税制活用を促進し、それをポスト承継で経営革新による成長、発展をポイントに承継後の経営者による再成長に向けた経営革新、人材育成、プロ人材の活用等を強化するというものであります。

先日の予算決算常任委員会の総括質疑で木津委員からの質問に対しまして、事業承継診断が令和元年9月現在で5493件というふうにお伺いしましたが、これにつきましては、先ほどの商工団体、金融機関、士業等の専門家団体、公的機関、おのおのどれぐらいの相談があったのか。そして、それぞれの団体で構成される三重県事業承継ネットワークの事務局である三重県産業支援センターは、それらの事業承継に対してどのようなフォローをしているのかについてお伺いしたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 事業承継診断をどのぐらい実施しているのか、また、フォローをどのように行っているかという質問に対しまして答弁申し

上げます。

事業承継診断は、三重県事業承継ネットワークを構成する支援機関が平成29年度から実施しております。

各機関の実施状況は、平成29年度から本年9月末までに、各金融機関が4231件、商工団体や公益財団法人三重県産業支援センターが1262件の合計5493件の事業承継診断を実施いたしました。

事業承継診断の情報は、各実施機関において保有いたしますけれども、事業承継診断実施機関を通じて三重県事業引継ぎ支援センターのマッチング支援を受けた後継者のいない企業の情報については、社名を秘匿した上でデータベース化して専門機関と共有しております。

三重県事業承継ネットワークの事務局でございます公益財団法人三重県産業支援センターでは、事業承継における様々な段階で生じる課題に対応しております。

具体的には、プレ承継段階における三重県版経営向上計画を活用しました事業計画の磨き上げ、事業承継段階における専門家派遣や三重県事業引継ぎ支援センターによるM&A等のマッチング支援、ポスト承継段階における承継後の第二創業支援などを実施しておりまして、中小企業、小規模企業の事業承継の課題解決に向けたフォローアップ支援を行っているところでございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） いろんなところでやっておるということはわかったんですが、果たしてその横の連携ができておるんだろうかというふうな疑問も感じます。

例えば商工会議所、商工団体に相談した方が金融機関に相談した場合、その辺のフォローはどちらがするのとか、その辺のところについても今後は検討していただいて、事業承継がうまく進むような形で進めていただければなと思います。

それに関連しておりますので、最後に、この三重県版経営向上計画です。

(パネルを示す) こちらも三つのステップがありますので、先ほどの事業承継のと勘違いするかもわかりませんので、あえて今日この図を出させていただきますけれども、この事業承継の中の経営向上計画につきましてはどのような進捗状況であり、今後どのようなことを目指していくのか、最後にお伺いしたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長(村上 亘) 三重県版経営向上計画の現在の計画策定の状況とステップ3の認定状況及び事業承継支援に関する集中取組の連携について御答弁申し上げます。

三重県版経営向上計画は、制度開始の平成26年度から本年11月末までに合計1854件の計画を認定しております。

認定の内訳としましては、ステップ1が245件、ステップ2が1552件、ステップ3が57件となっております。ステップ3については、数が少ない状況ではございますけれども、ステップ2の段階で計画を実行することで経営課題の解決につながる企業もございまして、認定件数は少なくなっている状況でございます。

三重県版経営向上計画との連携でございますけれども、これまでに事業承継を経営課題とした計画は196件ございまして、経営改善や後継者の教育、技術の伝承、税制活用など多岐にわたる課題の解決に向けて取り組んでいただいております。

三重県版経営向上計画は、プレ承継、事業承継、ポスト承継の全ての段階において課題解決に取り組むための有効な手段であることから、引き続き、三重県事業承継ネットワークと連携するなどしまして、事業承継支援に取り組んでいきたいと考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番(長田隆尚) どうもありがとうございます。事業承継に向けて、両方連携しながら進めたいと思いますし、いろんな形の中で小規模企業に対しては支援が当たっておりますが、なかなか個人商店には当たって

おらんところもあると思いますので、そちらに対する支援もお願いしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

休 憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。10番 廣 耕太郎議員。

[10番 廣 耕太郎議員登壇・拍手]

○10番（廣 耕太郎） 新政みえ、伊勢市選出の走れない耕太郎の廣耕太郎でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私ごとであります、今年の7月に2人目の孫が生まれました。つえをついております。（実物を示す）まさに、老人といますかおじいさんになったなど、そういう感じでございますが、皆さんからは温かい言葉をいただきます。おい、どうしたんやと、何があったんや、大丈夫か、無理するなよ、そういう温かい言葉をいただく方もいますが、奥野英介議員みたいに、おまえ、どうせ酒を飲んでやらかしたんやろうというような辛辣な、厳しい言葉をいただく方もみえます。確かにお酒を飲んでやらかしたことは一度もない

と言えましょうになりますが、いろいろありますけど、例えば、やっぱりやめておきます。要らんことを言いますと、皆さんに迷惑をかけるし、津村幹事長には、もう絶対に要らんことを言わんと、さっさと一般質問してくれよと言われておりますので、気を引き締めて一般質問をしたいと思います。

まあ、本当に酒を飲んで転んだわけではありませんので。お伊勢さんハーフマラソンのトレーニングをしております、今年は1時間40分を切ろうと、やっぱり人間、目標が必要で、目標を持たなあかんと思って、それに向けてトレーニングをしておりましたら、徐々にこう痛くなってきました、昔は10キロメートルを私、40分弱で走ったんです。まあまあ、そこそこ速かったですけれども、それ、いつの前や、30年前の話ですから、30年も前はもっと体もシャープで髪もあってよかったんですけれども、30年たちましたから、ちょっと身のほど知らずかなと思いながら練習をしておったら、だんだん痛くなってきて、動けないようになってきました。

足が痛いのに災害ボランティアで長野県飯山市、昨日も新聞に出ていましたね、に行きまして、そこで土砂の撤去作業ということで、一輪車でがーっとやって帰ってきたら、もう膝が悲鳴を上げていました。そして、病院に行きましたら、半月板損傷、全治わからんと言うぐらい、それぐらいひどくなってきました。これ、何が悪いのかというと、やっぱりやり過ぎですね。私、何でもやり過ぎ、言い過ぎ、飲み過ぎ、これはやっぱり直さなあかんなどと思って、心から反省をしておるわけでございますが、去年からずっと反省しておる感じがします。まあ、気を取り直しまして、反省じゃない、質問をさせていただきます、そういうふう思うわけでございます。

先般の総括質疑で言わせてもらったんですが、2期目になりました。1期目は、4年間ずっと安心・安全、防災について質問をさせていただいたわけですが、この2期目も県民の命と財産を守る、防災対策、安心・安全の件について質問させていただきたいと思っております。

しかし、安心・安全というのは、これは、私の持論ではございますが、どうやったら安心なまちになるか、やはり安全対策を積み上げていくことに

よって、安心なまちになるんじゃないかな、これは私の持論でございます。

しかし、県民の皆さんは、本当に毎年、毎年、安心感が高まっているのかなと考えますと、前回の県民のアンケート調査でもありました。災害危機の備えが進んでおるかどうかというアンケートに対して、3人に2人は進んでいないという回答になっております。これは、何でかな、やはり県としても、毎年、毎年、数十億円の予算をかけて、そして安全対策、防災対策をやっておられるのにもかかわらず、なぜ、県民からは余り評価をされないのか、そういうことを考えますと、やはり、この施策のブラッシュアップをもっと、もっとしていかなくてはいけないのじゃないのかなと思っておるわけでございます。

そこで、まず初めに、三重県広域受援計画、これについてお聞きしたいんですが、この三重県広域受援計画と申しますのは、南海トラフ地震等、大災害のときに、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県関係機関の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に策定されたと聞いております。

以前、私、この質問をしたところ、福井部長からは、毎年見直し、ブラッシュアップをしていくというふうな答弁をいただきました。そこで、三重県広域受援計画が去年から今年、そしてまた来年にどういうふうにブラッシュアップしていくのかをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 防災対策のブラッシュアップということで、三重県広域受援計画のブラッシュアップ、見直しについて、お答えをさせていただきます。

南海トラフ地震等の大規模災害時に、国、都道府県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、国の南海トラフ地震における、具体的な応急対策活動に関する計画に対応した三重県広域受援計画を平成30年3月に策定しました。

三重県広域受援計画には、三重県独自の項目として、高齢者や障がい者等

を支援する職員やボランティアの受け入れ等についても、記載しているところでもあります。

その後、平成31年3月の1年目の修正では、本県から平成30年7月豪雨の被災自治体へ派遣された応援職員の活動を通じて得た教訓から、派遣された職員に業務をきちっと明示することや、適材適所の配置となるよう調整を行うこと、定期的な情報共有、調整会議を開催することなどを反映いたしました。また、全国から被災地に派遣された応援職員の事例として、応援職員が被災自治体のトップである首長の災害マネジメントを支援したり、避難所の運営に従事した事例等を反映しました。

このほか、救助活動拠点等への進入ルートの啓開などを修正しております。特に、県の防災拠点である伊勢志摩拠点への進入ルートについては、代替ルートの設定ができず、そのルートが津波浸水想定区域に当たることから、災害時には、県と市との間で情報共有や連携を密にして、速やかに道路啓開を行うこととしました。

今年度の三重県広域受援計画の修正内容として予定しておりますのは、5月の国の計画改定にあわせまして、新たに通信の臨時確保の項目を追加するほか、今年発生しました台風第15号における被災地の停電への対応事例等を掲載する予定です。また、10月に開催しました緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練で判明した課題等を踏まえ、救助、救急活動における進出拠点の活用方法についての反映も予定しているところでもあります。

南海トラフ地震が発生した場合、国は計画であらかじめ定めているとおり、想定される被災者数に応じた物資を遅くとも発災後3日までに被災府県にプッシュ型支援による物資支援を行うこととしております。三重県広域受援計画では、国から受け入れたプッシュ型支援の物資を各市町で想定される被災者数に応じて配分することとしており、物資の量を市町配分計画として定め、実際に災害が発生した際には、各市町の被害状況に応じた配分量の調整を行う予定です。なお、計画の実効性を高めるために、毎年開催している総合防災訓練で県の物資拠点から訓練参加市町の拠点までの物資搬送の訓練を

行っており、今年度は伊賀地区で訓練を開催したところです。

今後も訓練のほか、現在進めている市町受援計画の作成支援などを通じて、市町との受援体制の強化を図り、三重県広域受援計画の実効性を高めるとともに、災害から得た教訓を反映させることで、三重県広域受援計画のブラッシュアップを進めていきたいと考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 御答弁をいただきました。ありがとうございました。

また、来年もさらにブラッシュアップをしていただけるようよろしく願いしたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

災害時のインフラ確保についてでございます。

このインフラ確保というのは、ライフラインのことを私は指しておるんですが、電気、そして水、そして今の生活に欠かせないこの携帯電話ですね。

（実物を示す）携帯電話の復旧対策等についてお聞きをしたいと思っております。

まず、電力の確保と聞きまして、災害のときに電気が停電する、停電と聞きますと、記憶に新しいのは、やはり千葉県の大停電だったのではないかなと思うわけでございます。千葉県の台風の被害を紹介させていただきますと、台風第15号で、9月9日に災害がありまして、そして停電をした戸数というのは、何と93万5000戸ですね。この多さというのは、千葉県は全部で272万戸ありますから人口は630万人。ですから、3分の1が停電になったというふうなことでございました。最初ですね。

これを三重県に置きかえてみると、どれぐらいの規模になるのか、三重県の全部の3分の1、三重県は今、約79万世帯ありますので、その3分の1といえますと、約26万世帯。約26万世帯がみんな停電になったといいいましてもぴんとこないと思いますが、私もこれ、調べてきました。そうすると、まず松阪市が全部停電して、そこから南のほうといえますか、衆議院小選挙区三重県第4区、伊勢市も鳥羽市も多気町も伊勢志摩、全部、あそこから全部が停電をすると大体25万9000戸になるわけですね。それぐらいの規模の停電

だったということでございます。まあ、1週間しても千葉県では十四、五万軒がまだ停電をしておったと。最終的には、全部つながったのは2週間以上、16日かかったと、こういうことでございます。これを三重県がもしそうなった場合、千葉県は都会と申しますか、周りにも大都会がありますので、関東圏ですから、そういうふうなすべを打って、それでも16日もかかった。じゃ、三重県だったら、一体どれぐらいかかってしまうんだろうな、1カ月や2カ月、ずっと停電をしてしまうんじゃないかな、そういうふうなことが予想されています。不安があるわけでございます。停電が起きますと、水道施設、そして通信施設も全部停止をしてしまう。停電でネットが繋がらなくて、千葉県では、鋸南町というところは、県に被害状況を上げようと思っても上げられなかった。一切それができなかったというふうなことも聞いております。医療機関や避難所などの施設の機能が制限されるなど、県民生活には大きな被害が出るわけでございます。

そこで三重県は、県として千葉県の事例、それを検証しておるのか、あれだけの都会がなぜあれだけの規模の停電をすぐに通すことができなかったのか、それを考えて検証していただいて、今後の対策にどう生かしていくのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 電力確保の対策ということで、千葉県で発生しました大規模停電の事例を検証し、県の対策に今後どう生かしていくべきかということについて答弁させていただきます。

千葉県では、今年9月に上陸した台風第15号における強風による倒木等で、電力設備が多数損傷し、広範囲かつ長期にわたる停電が発生しました。この結果、空調設備が使えなかったり、電話回線の途絶や水道の断裂など、先ほど議員からも紹介がありましたが、住民生活に多大な影響がありました。

本県におきましても、こうした災害を教訓として、台風による停電の際の災害対応について検証を行いました。千葉県では、停電によって県市町村間の防災通信ネットワークが途絶えるなどして、情報収集、発信体制に支障が

発生し、災害の初動体制に大きな影響があったと聞いております。このため、本県の防災通信ネットワークを支える区市町の庁舎等の自家発電装置の稼働状況を再確認するとともに、仮にネットワークが途絶した際、速やかに地域の情報収集を図るため、職員応援体制の実効性を確認しました。そのほか、停電や断水、携帯電話の不通、避難所への自家発電装置の配送などについて、県災害対策本部の各関係部隊に関する業務の再確認を行いました。また、倒木への対応としては、既に検討を始めております事前伐採に加え、倒木の早期除去対策を追加し、中部電力や関西電力との協力体制の強化に取り組むこととしました。今後、引き続き自家発電装置の燃料の確保のため、三重県石油商業組合等との訓練などを通じて連携を深めるほか、電柱への倒木対策についての電力会社との調整、市町など関係機関における停電時の対応について、市町等防災対策会議の場などで啓発もしてまいります。

停電対策をはじめ、自然災害に基づく様々な防災対応について、関係機関と連携して、県民生活の被害を最小限とするよう取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。御答弁いただきました。

再質問をさせていただくんですが、今、答弁もありましたけれども、9月定例会で、中瀬古議員から、停電対策についての電力会社との協定は今年度中に締結するというふうにお聞きをしました。どういうふうな協定になっておるのか、今、話、ありましたけれども、私としましては、中部電力以外でも、例えば森林組合とか各建設会社、そういったところとも一体になって、もし停電になったらどうしていくかということ、前もって会議をしておくほうがいいと思うんですが、そこら辺の考えをお聞かせください。

○防災対策部長（日沖正人） 千葉県では、台風第15号の倒木等で道路が寸断をされて、被害状況の把握でありますとか、作業車の現場到着が遅れたということで、停電復旧が妨げられたということでした。このため、従来から三重県では、県で行っている倒木への対応に加え、新たに電力会社が行ってきた電力設備に接近した県の管理道路上の倒木等の除去作業を県でも行えるよ

うにするということで、早期復旧につなげられるように中部電力や関西電力と事業負担割合等も含めた協議を今、行っているところであります。

今後、年度内の協定締結に向けて、取組を進めてまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

先ほど伐採の件がいろいろ出ましたけれども、伐採は先ほど言わせてもらいました森林組合との協定とか、そういうふうなことは考えられないんでしょうか、その点をちょっとお聞かせください。

○農林水産部長（前田茂樹） 台風等の倒木被害が発生した際に、迅速な復旧を図る目的で、高度な樹木の伐採技術を備えた職員、あるいは専用の機材、重機等を保有する地域の森林組合と電力会社で、非常災害時連携協定を締結している事例というのは全国にもございます。関係者の円滑なコミュニケーション、あるいは迅速な対応を図るために、事前の備えとして必要なそういった連携協力体制というものは重要と考えるので、電力事業者の方の協定締結の意向等もお聞きしながら、連携促進に向けて協力してまいりたいと考えております。

以上です。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） よろしくお願ひしたいと思います。

私のおいっ子も千葉県に住んでいまして、近くのいつも行っているスーパーの周りの電柱が全部倒れたんですね。倒れたけれども、立て直すには1週間ぐらいかかったとこういうことも聞いております。これはあらかじめ、その地域の例えば電柱が倒れたらどここの会社がトーエネックと一緒に直しに行くとか、そういったことを事細かに決めておけばいいのかな、そうすれば、すぐにみんなが行って、復旧が早いんじゃないかなと思いますので、またそれをお考えください。よろしくお願ひします。

それと、もう一つ質問なんですけど、そうしておっても停電をしてしまった場合、やっぱり即戦力となるのは、電源車だと思うんですね。この電源車は、

千葉県のとときには、160台がすぐに集まったという話も聞いております。それはさっき言わせてもらった、都会というか、人が多いですから。電源車というのは、300キロワットから500キロワットぐらい、ですから、例えば、一つの部屋で2キロワット、3キロワットというふうに制限をしておけば、一遍に200戸、300戸ぐらいのカバーができるのかな、伊勢志摩サミットのとときには2000キロワットという大きな電源車も来たというふうに聞いております。

そこで、電源車をどういうふうに確保していくのか、その点についてお聞かせください。

○防災対策部長（日沖正人） 三重県では、大規模災害が発生した場合の、電源車の確保については、三重県広域受援計画に基づきまして、県災害対策本部が市町と連携して、まず地域の臨時給電のニーズを把握すると。それから、優先度を確認しまして、県内の電力会社に対して電源車の派遣を要請することになっております。また、県内の電力会社で対応できないような大規模な災害の場合、これは千葉県でも、多くは県外からの電源車の派遣があったと聞いておりますけれども、県内で対応できない場合、国の緊急災害対策本部へ県から協力要請をいたしまして、国から他地域の電力会社に対して電源車の派遣を要請することになっております。

千葉県の事例では、電力会社の復旧時期の見込み違い、あるいは行政と電力会社とのコミュニケーションの不足というのが重なりまして、給電が必要な病院、福祉施設、避難所等への電源車の派遣要請が遅れたという課題もあったことから、こうした点も教訓としてまいります。

また、停電対策として、電力の確保は電源車だけでなく、電気自動車の活用や非常用発電機の設置とともに、発電機の運転に十分な量の燃料の確保も重要であると考えております。停電対策には、電力会社との綿密な連携が不可欠であるため、県総合防災訓練でありますとか、図上訓練に継続して電力会社に参加してもらうほか、日ごろから顔の見える関係づくりを進めるなどしまして、今後も電力会社と十分連携して、停電対策を講じていきたいと考えております。

[10番 廣 耕太郎議員登壇]

○10番(廣 耕太郎) 今の答弁ですと、大体、電力会社と全部一緒になってやっついていかれるというような話ですが、例えば、民間のリース会社ってありますね、電源車をリースする会社。そういうところにあらかじめ、契約をしておいて、大規模災害のときにはすぐに来てくれということを、契約でできないのかなと思います。そこら辺のお考えを聞かせてください。

○防災対策部長(日沖正人) 今のところ、民間のリース会社との契約というのは検討をしておりますけれども、今後、電力の供給について電力会社とも十分、さらに連携を図っていく中で、必要に応じてそういうこともあれば、検討していきたいなと思います。

[10番 廣 耕太郎議員登壇]

○10番(廣 耕太郎) ぜひ、そういうことも考えていただきたいと思いますし、これは私のちょっとしたアイデアなのですが、例えば、電源車といいましてもなかなか、やっぱり実際そうなった場合は来てくれることはできないんじゃないかなと思う中で、ふと思うのは、もっと画期的といいますか、うちの家の前でもそうですよね、よく太陽光発電のパネルありますね、あれがたくさん今あると思うんですが、緊急時の場合、例えば電柱が倒れて停電になっておったら、そうしたら、もうそこで発電所も送電できないわけですから、そういったところの太陽光パネルのあるところから、電源を引くことができないのかなと思いますので、一度、また検討していただければと思います。

次に、水確保の対策でございます。

これは、私以前もちょっと話はさせていただきました。

熊本県のボランティアに行きまして、話を聞くと、最初、水がなくて取り合いになって、パニックになったと。やっぱり水が一番大事なんだな、生きていく上で一番大事なものは水なのかなと思いました。そこで、以前、これは福井部長ですね、浄水器の話を見せていただきました。今はこのソーヤーミニという携帯用の浄水器、ちっちゃいものもあるんですけども、やはり避

難所に行ったとき、そこに大きな浄水器があつたら、みんな安心するんじゃないかなと思うんですね。

前回、私、質問させてもらいましたら、部長のほうから、いやいや、それは地域の事情が違いますから、一概に県から規準を出すのはなかなか難しいというような話を聞かせていただきました。ただ、地域の事情というのはどうということなのか、いろいろ事情は違いますよ、もちろん、例えば、海辺のところの町やったら、仮に防災倉庫にゴムボートとかそういうのを置いたほうがいいかもわかりませんね。しかし、山のほうの町やったら、別にゴムボートは要りませんわね、そんなに。そういうことを考えると、地域事情が違うというのはわかります。しかし、水については、皆、飲むものです。全ての方が要るんです、必要なんです。そういうことを考えたときには、やはり、浄水器を整備する、この基準を県が作成したほうがいいと私は思うんですが、そのときのお考えをお聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 水の確保対策、浄水器を整備する基準の作成ということで答弁させていただきます。

現在、市町では、地域の実情に応じまして、自主防災組織と連携して浄水器等の資機材の整備を進めていただいているところであります。

県としましては、拠点となる避難所の強化対策として行う浄水器の整備を地域減災力強化推進補助金の対象とすることで、各市町を支援しているところであります。なお、浄水器については、自主防災組織に必要な資機材として、自主防災組織リーダーハンドブックに必要とされる主な資機材として例示するとともに、県の防災技術指導員が地域に出向き、地域の災害リスクとあわせて、浄水器を含めた水の確保について、周知、啓発をしておるところであります。自主防災組織に必要な資機材については、消防長が作成しました自主防災組織の手引きにおいて、地域の実情や組織の構成等を見て勘案し、市町や消防機関等の指導を受け、検討するよう示されているところであります。このため、浄水器の整備基準については、地域で想定される災害の特性、

自主防災組織の構成や規模などに応じまして、自主防災組織が地域の住民の話し合いや訓練を行うことにより、市町等と相談して決めていただくということが重要ではないかと考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 答弁いただきましたが、それでは、私の感覚では、やっぱり高額なものですから、大きな浄水器というのは高額です、100万円ぐらいするようなものですから、なかなかそれは買っていただけないような気がしますし、大胆に、例えば、95%は県が持ちますよぐらいのことをしないと、なかなか浄水器を置くことはできないと思うんですが、そこら辺のお考えを聞かせてください。

○防災対策部長（日沖正人） 高額なというお話もありましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、県としまして、地域減災力強化推進補助金で、この浄水器の購入についても、支援を行っておるところでありまして、実際、今、4市町で活用いただいておりますという状況もございます。ですので、やはり地域の、先ほども申し上げましたけれども、実情に合わせて、自主防災組織、あるいは市町等と相談しながら実際に必要なものをどれだけ、量も含めて、そういったものの必要性を含めて、資機材の整備をしていただきたいと考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） これは私は、必ず必要なものだと思いますので、ぜひ、市町に、逆になぜ設置ができないのか、そういうことを聞いていただいて、早く設置をしていただくよう、規準を出していただくようお願いしたいと思います。

それで、もう一つよく言われるんですが、私がいつも水が大事だ、大事だというふうに言っております、そのときに給水車がなかなか来られない場合があると思います。そのときに言われるのが、よく山の上のほうで大きなタンクありますね、円柱、貯水タンクがあると思うんですが、その貯水タンクというのは、一般の人たちがそこへ行ったら水が出て、飲めるものなんで

しょうか。それをお聞かせください。

○企業庁長（山神秀次） 当庁が所管しております調整池等について御質問いただきました。

水道災害発生時の水確保の対策につきましては、三重県と県内全市町で締結いたしております三重県水道災害広域応援協定及び三重県水道災害広域応援協定実施要領の定めに基づき、実施されることとなっております。

その中で、基本的に住民への応急給水活動は市町が実施し、当庁は実施町が実施する応急給水活動のため、浄水池、議員御指摘の調整池等の貯留水を使用し、給水車等へ給水を行うものとされております。

また、三重県地域防災計画におきましては、当庁は、市町が実施する運搬給水への支援策として、浄水場等に給水車への応急給水設備を整備し、給水車に水道水を供給できる体制を確保するとされるとともに、当庁の浄水場の浄水池や先ほど御指摘ありました高台に設置しております大型の貯水タンクでありますところの調整池が応急給水拠点として位置づけられているところでございます。災害発生時に被災市町において、断水が発生し、県災害対策本部に当該市町から応援要請がなされた場合には、県災害対策本部が調整の上、県内市町及び当庁に応援要請を行い、被災市町への応急給水活動が行われることとなります。その際、当庁におきましては、応急給水拠点である浄水場の浄水池や、調整池にできるだけ多くの飲料水を確保するとともに、県災害対策本部からの応援要請に基づき、被災市町や応援市町が住民に対して実施する応急給水活動のための水道水を供給することといたしております。

議員から御提案いただきました災害時における調整池等の活用につきましては、三重県水道災害広域応援協定等に定められております市町等は、断水や減水が生じる医療機関、社会福祉施設、在宅病人世帯に対しては、その対象を把握し、優先的に応急給水を行うことを基本としつつ、災害時の状況に応じた市町の応急給水活動の支援策の一つとして、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

[10番 廣 耕太郎議員登壇]

○10番(廣 耕太郎) 結局、市民がそのタンクのところへ行ったら、お水をいただけるのかどうかというと、その市からの要請があったら、それはできるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

○企業庁長(山神秀次) 基本的に、応急給水拠点と申しますのは、その市町の給水車等へ給水するための設備であります消防ホースとか消防用の筒先等が常備されておりました、給水車のタンクの上から流し込むような形態もしくはジョイントで直結して送り込むような形態をとっております、一般の方々、恐らくはペットボトルとか18リットル缶になろうと存じますが、そういった給水に対応いたしておりますと市町の応急給水活動に支障が生じかねないとも限りませんので、給水車優先で応急給水活動に当たることが基本であると認識いたしております。

以上です。

[10番 廣 耕太郎議員登壇]

○10番(廣 耕太郎) 給水車に水を注入する、それは当たり前、それは優先的というのはわかりますよ。

しかし、そこから水が出るんですよ。飲み水が出るということは、そこに蛇口さえつけておけば、給水車がなかなか来ないという人たちはそこに行けば、水を得ることができるわけですよ、ということは、大災害のことを考えたら、そんな大きなパイプじゃなくて、普通の蛇口をずら一と並べることができると思うんですが、そこら辺、どうでしょうか。

○企業庁長(山神秀次) 万一の災害時におきましては、議員御指摘のことも地域住民の方への臨機の措置としてはあり得るかもしれませんが、蛇口というよりも、ホースで多量の水道水を一気に給水車に流し込んで、給水車は通常蛇口が装備されておりますので、そこから大勢の方が給水を受けていただくというほうが効率的であるということと、高台への通路というのはさほど確保されておられませんので、そこで一般の車両と給水車が渋滞等を起こしますと緊急を要しているところでの給水が困難になることも想定されますので、

臨機の措置というものはあるかもしれませんが、給水車への給水を基本として市町と調整してまいりたいと存じております。

以上です。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） なるほど、確かに、給水車がその道を行くと、渋滞してしまって、緊急を要する場合はできないということがあれば、例えばその緊急車両の道を今からつくっておいてもいいし、何らかの形を今後、一般市民が使えるようにしていただくよう、お願いをしておきます。これも要望で終わっておきます。

次に、携帯電話の復旧対策、先ほども言わせてもらいましたように、我々の生活でなくてはならない、（実物を示す）この携帯電話がなくなると非常に困るわけですね。そういったときに、1日でも早い復旧を皆さん望むわけですが、例えば、電柱が全部倒れたとか、携帯電話の場合は、その局が復旧する、そういうことがなかなか難しいんですが、今、移動式といいますか、可搬式の基地局というのが、基地局車というんですか、があるわけですが、その基地局車を、今からそういった企業と契約しておいて、何らかのときにはすぐに来ていただけるように対策を打っておくべきだと思うんですが、災害時の携帯電話の通信が途絶えた際に、活動が想定される移動基地局、そういう車をどうやって確保していくのか、まずこの点をお聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 携帯電話の復旧対策ということで、移動基地局車の確保について答弁させていただきます。

大規模災害時の移動基地局車等の確保について、近年の災害時に電気通信事業者が県災害対策本部に入り、県や総合通信局との速やかな情報共有に努めた経験を踏まえまして、国では、今年5月に南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を改定し、関係の項目を追加したところであります。

本県でも、この改定を踏まえまして、三重県広域受援計画を先ほども答弁させていただきましたが、今年度、修正する予定であります。

その具体的な内容は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる重要施設のニーズや通信支障の発生状況などを県が市町や関係機関と連携して把握しまして、優先順位を検討の上、県内の電気通信事業者に携帯電話の通信確保を要請するというものであります。これを受けまして、電気通信事業者は移動基地局車や可搬型の通信機器等により携帯電話の通信の確保を行うこととしております。

県内の電気通信事業者で対応できない場合は、電気の場合と同様に、国の緊急災害対策本部へ要請を行い対応することとしております。

近年の災害でも電気通信事業者と県災害対策本部との十分なコミュニケーションを図ることで速やかな対応につながっていることから、計画の実効性を高めるために、電気通信事業者との綿密な連携を継続しまして、県の防災訓練や図上訓練に参加していただくほか、日ごろから顔が見える関係の構築を進めていきたいと考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、船が基地局というものもあるやに聞いております。

これはやはり深い海といいますか、深水がないと、七里御浜とか鳥羽とかああいうところにはそういった船も行けるんじゃないかなと思うんですが、この項の最後に、知事にお伺いをさせていただきたいんですが、大規模災害時のライフラインの復旧に、これ、今まで当然、電気なら中部電力、電話ならNTTとか、ドコモとか、auとかいろいろあるんですけども、大規模災害のときには、いわゆる協力会社、業者任せにしておっついでいいのかなという感じがするんです。やはり、行政がもっと前に出て、それに対処していかなきゃいけないのかなという気もしますし、前もって、そういった協力会社にもっと密に会議をして、そして対応するべきやと思うんですが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 電気、ガス、水、通信、これは、ライフラインが途絶しますと、被災を受けた皆さんの生活に追い打ちをかけるというようなことになってしまいますから、それは早期復旧、大変重要だと思っています。

三つ大事なことがあると思っていますね。

一つは、ライフライン会社の人たちは災害対策基本法上も指定公共機関ということで、防災に関する業務計画というのをつくりたいといけないことになっていますから、そこのライフライン会社の皆さんが、しっかりとした計画をつくって、能力を高めてもらうということをちゃんと県として、しっかり促していくということが一つ、もう一つは、いざ発災したときに、どこにライフラインの復旧のニーズがあったり、状況はどうなっているかというのをいち早く的確に把握するというのが大事ですので、県は市町と一緒にあって、そのニーズを把握していく体制とかをしっかり組んでおくということが二つ目、三つ目はさっきのライフライン会社と行政が常に緊密に連携を平時からとって、さらに、今日まさに廣議員がおっしゃっていただいた、例えば台風第15号なら15号の教訓から対策をブラッシュアップしていくというような、その関係性をより高めていくという、この三つが大事だと思うんですね。その三つについて、しっかり県が汗をかいて、知恵を出して取り組んでいくということが大事だと思います。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

例えば、被害状況を調べる時、中部電力はドローンを飛ばすわけですね。県はそういったこと、ありますので、協力してやっぱりやっていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、多数の傷病者が発生した際の対応ということでございますが、これは、私が以前もずっと言っております、直下型の地震が来たときには、すごくたくさん傷病者が発生するということが予想されます。そのときに円滑に、医療が提供できるのかどうか、災害時の医療のかなめとなるのは、

やはり災害拠点病院でございます。

災害拠点病院についての整備状況と役割について、まず聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 災害拠点病院の役割と整備状況についてお答えいたします。

災害拠点病院は、24時間救急対応し、傷病者受け入れを行うことやDMA Tを保有していることなどに加えて、自家発電機と3日分程度の備蓄燃料を確保するなど、施設、設備面の体制整備も求められておりまして、中心的な役割を果たすことが期待されております。

災害拠点病院につきましては、厚生労働省が示す指定要件に基づいて、各都道府県によって指定が行われることになっておりまして、現在、全国で742の病院が指定されているところでございます。災害拠点病院の指定は、原則として二次医療圏ごとに1カ所ということになっておるわけですが、本県でいうと四つの二次医療圏があります。原則では、この県内で4カ所の災害拠点病院が指定されるということになりますが、本県におきましては、県土が南北に長く、海に面し、津波の影響が受けやすいというようなことを勘案しまして、より手厚い指定を進めておりまして、昨年度までに15病院の指定をしたところであります。さらに、今年度は9月13日に、市立伊勢総合病院の追加指定をしたところでありまして、南勢志摩圏域のさらなる災害医療体制の充実に寄与すると考えております。

今後南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備えまして、災害拠点病院の体制整備について、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 再質問なんですけど、今、私の持っている資料とは若干数字が違うんですね。

基幹災害拠点病院と災害拠点病院もあって、市立伊勢総合病院は災害医療

支援病院という形になっている。今はもう変わったのか、また、それはいいんですが、災害医療支援病院というのは、これは私の資料が古かったらごめんなさい、というのはあるのかどうか、もしあるのならば、この病院と災害拠点病院との違いがもしありましたら、お願いします。

○医療保健部長（福井敏人） 市立伊勢総合病院はこの9月13日から、災害拠点病院になったところであります。災害医療支援病院もありますので、そこは連携をしながら地域を守っていこうと、そういう仕組みになっています。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 連携をしていく、その病院の違いというのを説明してほしいのですが、それはさておき、災害拠点病院の、次はBCPについてお聞きしたいと思います。

BCPというのは、ビジネス・コンティニューイティ・プランニングという事業の継続の計画ということでございます。

災害が起こっても県民の命を守るために適切な対応ができるようあらかじめそういった計画をつくっておくことが重要であるということから、災害拠点病院におけるBCPの策定の状況について、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 災害拠点病院におけるBCPの策定状況についてでございます。

平成28年4月に発生しました熊本地震では、災害医療を提供する上で中心的な役割を担う災害拠点病院にも多くの被害が発生したところでございます。

このことから、国においては災害時における医療体制の整備に関する議論が行われまして、平成29年3月に災害拠点病院で指定要件の一部が改正されて、平成31年3月までに業務継続計画、BCPの整備が義務づけられたところでございます。

指定要件が改正されました平成29年3月末時点では、本県ではBCPの整備をしている病院は、実は災害拠点病院の当時13病院のうち2病院にとど

まっておったわけでありますが、県独自で研修会を開催するなど災害拠点病院のBCP策定を支援してきたところでございまして、平成30年度末には、本県が指定する全ての災害拠点病院において整備がされたところでございます。

以上であります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 再質問させていただきますが、災害拠点病院以外の病院はたくさんあるかと思えます。そのほかの病院についてのBCPの整備に向けて県は支援をしておると思いますが、その取組状況について、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○医療保健部長（福井敏人） 県内全ての病院において、BCPの考え方に基きます災害医療マニュアル、我々、病院BCPと呼んでいますけれども、整備しておくことが重要だと考えております。しかしながら、災害拠点病院も含めまして、県内で93病院ございますが、現在のところ、病院BCPが整備されているのは30の病院にとどまっておるところであります。

病院BCPの整備につきましては、災害時の病院の脆弱性でありますとか、災害時に優先して実施すべき業務の選定などを検討する必要があるということで、そのノウハウなり、整備の検討方法などが必要となっておりまして、県では、BCPの整備に負担が大きいと考えられる中小規模の病院を対象とした、BCPの考え方に基づく病院災害医療マニュアル整備指針（仮称）というものを今年度中に整備したいと思っております。さらに、直接その病院の取組を支援するために、県内を8地域で分けまして、地域における病院間の役割分担も含めて、地域別の研修会を開催することにしております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） どうぞよろしくお聞きしたいと思います。

それでは、次に、最後の質問になろうかと思えます。

防災の教育についてお聞きしたいと思います。

この教育ですが、私いつも例に出すのが、釜石の奇跡という、皆さんもよ

く御存じだと思いますが、小学校の方が1927名、そして中学校の子どもたちが999名、命が助かったと。99.8%の子どもたちが助かった。これはなぜかといいますと、やっぱり教育なんですね。

片田敏孝さんという教授がみえまして、東京大学ですね、この方、もともと。その方が防災の教育をするときに、その前に、子どもたちにアンケートをしたそうなんですね。もし大きな地震が来たらどうしますかという質問で、そうすると、ほとんどの子どもは、家で1人でいるときに大地震が来たら、まず母親に電話をする。母親に電話して親が帰ってくるのを待つと、そういうふうな答えを出したんですね。これを、片田先生は見まして、これはいかんと、すぐに逃げなければいけないのに、そんなことをしておいたらみんな死んでいくと思って、そのアンケートを親に見せたわけですね。親に見せると、親もちょっと緩んでいるといいますか、なぜ緩むかという、あそこはすごい防波堤があるんですね、どでかい防波堤がありまして、30年かけてその防波堤をつくっているんですね。深さが63メートル、それで海上からは6メートルある、すごい大きな防波堤をつくっておる、だから大丈夫なんだというふうな緩みだったんですけども、やはりこれはいかんと、その先生は、この子どもたちは生きていうちにもう一回地震が来ると、周期的に必ず来るんだと。これは、明治三陸大津波とか、昭和三陸大津波、そして、昭和44年にも津波はあって、何人が死んだという記録もございます。その子どもたちが、防災の教育を受けたら、やがてその子どもたちは結婚して、子どもを持ちます。そうしたら、その子どもたちにも防災を教育する、いわゆる社会的にボトムアップができていくんじゃないかな、そういうふうに思います。そこで、先生が言われるのは、防災訓練でできなかったことは、実際に起きてもできませんというふうな話も聞いています。そこで、小学校、中学校、県立高校の防災訓練の取組について、お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 小・中学校、県立学校における防災訓練の取組状況に

についての御質問でございます。

災害時に子どもたちの安全を確保し、命を守るため、毎年、学校ごとに防災計画を作成し、防災訓練を計画的に実施しております。県教育委員会が毎年実施している学校防災取組状況調査の結果では、公立小・中学校及び県立学校における1校当たりの防災訓練の平均実施回数は平成28年度が3.82回、平成29年度が3.84回、平成30年度は4.11回となっており、年々増加しております。それぞれの学校では、想定される災害リスクに応じて地震や津波、火災などの避難訓練や消火、引き渡し、情報伝達などの訓練を行っております。

具体的に、例えばですけれども、南海トラフ地震による津波の浸水が想定される学校では、高台にある避難場所まで速やかに避難する抜き打ちの訓練や、小・中学校、高校の児童・生徒が地域と連携して隣接する幼稚園、保育園の園児を助けながら避難する訓練など、災害に対応する力を身につけるための訓練に取り組んでおります。

また、コミュニティスクールの学校運営協議会の行事として、防災学習に取り組んでいる学校では、学校が避難所となった場合を想定して、警察や消防との連携のもとに実際に体育館で間仕切り等を行って、炊き出しなども行いながら、避難所の運営を体験しております。

県教育委員会としましては、今後も各学校において、実効性のある防災訓練を実施し、災害時に子どもたちの安全をしっかりと確保するとともに、子どもたち自身が自分の命は自分で守る力を身につけられるように取り組んでいきたいと考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

教育というのは、非常に難しく、私もよく考えておるんですけども、例えば、地震が来たら皆さんどうしますかという質問に対しては、必ず机の下に入るというふうな話がありますね。家におっても、そうすれば本当に助かるのかというと、私はちょっと疑問な部分もあるんですけども、というのも、阪神・淡路大震災の直下型の地震のときには、家が倒壊して、圧死されたの

が8割以上、しかも遭って15分以内に亡くなっている方が8割以上なんです
ね。ですから、何が言いたいかといいますと、古い家に住んでおる方は、机
の下に潜ってもだめだと思うんですね。私の家も築100年近くになるんです
けれども、ちょっと揺れたら、もうすぐに外に出なきゃいけない。それぞれ
やっぱり環境によって違ってくるのかなと、非常に難しいかなと思っており
ます。

そこで、実際に防災教育の体験型の教育を取り入れることが有効だと私は
思うんですが、どのような取組を行っておるのかお聞かせください。

○教育長（廣田恵子） 県教育委員会では、様々な場面や場所で災害が発生し
たときに、どのように自分の命を守るか、地域の中で自分にできることは何
かなどを自分で考えて書き込みができる防災学習教材の防災ノートを小学校、
中学校、県立学校の子どもたち全員に配布して、防災教育を進めております。

防災ノートによる防災教育や、訓練による効果を一層高めるためには、実
際に体験しながら、体験型防災学習が有効であると考えております。このた
めに、希望する学校へは、学校防災アドバイザーを派遣し、地震の揺れを体
験する地震体験車、避難経路を歩いて、危険なものや安全な場所などを確認
する防災タウンウォッチング、ストローとクリップで家の模型をつかって、
地震に強い建物の構造を学ぶストローハウスづくり、学校に避難所が開設さ
れて、避難してきた人をどのように受け入れるかなどを体験するHUGと言
われる体験型の防災学習を行っております。今後も各学校の防災教育が実効
性のあるものになるように、学校防災アドバイザーなど派遣するなどして、
体験型防災教育を進めていきたいと考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

今、HUGという言葉でありました。実際にHUGをやっているときに、
いろんな意見が出たときに、それをすぐに取り入れていただくようにできれ
ばいいのかなと思っております。非常に難しいことではありますが、今後と
もどうぞブラッシュアップを常にしていくということを、心がけてお願いし

たいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 8番 山崎 博議員。

〔8番 山崎 博議員登壇・拍手〕

○8番（山崎 博） 皆さん、こんにちは。自由民主党県議団、四日市市選出の山崎博でございます。

1年目の第1回目の初質問でございます。ちょっと緊張はしておりますけれども、頑張らせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、発言通告書どおり一般質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、地元四日市市の皆様のおかげをもちまして、県議会議員として政治家になりました。しかし、もともと商売人の息子として生まれ育った環境で、自らも中小企業、小規模企業の経営者を務めておりましたので、やはりものづくり大国であるこの日本の中小企業、小規模企業ビジネスが衰退していくわけにはいかないと考えております。そこでまず、中小企業、小規模企業は日本にとってどうあるべきかについて述べさせていただきます。

午前的一般質問において長田議員より三重県版経営向上計画、事業承継に関してと、先般、一般質問にて村林議員より中小企業、小規模企業に対する地域金融機関の役割と産学官金の連携が重要であると伝えられました。元経営者として、大変感銘を受け、感謝申し上げます。ありがとうございます。

平成22年6月、経済産業省の、閣議決定された中小企業憲章の一文を御紹介させていただきます。

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新

分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用等で活路を見出した。我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を發揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。とされております。

さらに、基本理念として、中小企業は経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を發揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をももたらす。とされております。

まさに、中小企業、小規模企業は、国家の財産であり、さらに大手企業を支える重要な役割を保っております。国内では、先ほども言いましたが、少子・高齢化や経済社会の停滞等により将来の不安が増しておりますが、まず一つ目の質問に移ります。

中小企業、小規模企業は三重にとって、どういう存在であるべきか、県の認識をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 三重県にとって、中小企業、小規模企業はどのような存在であると認識しているのかという問いに答弁申し上げます。

中小企業、小規模企業は県内企業数の99.8%の約5万1000者、従業者総数の88.3%の約41万人を占めております。

平成27年における付加価値額は1兆6592億円で、全体の85.9%を占めるなど、地域の経済や雇用を支える基盤であり、本県経済の成長、発展を支える原動力となっております。また、本県の強みでございます、ものづくり産業

においては、オンリーワン企業など、技術を有する中小企業、小規模企業はサプライチェーンを支える大きな役割を担っております。さらに、中小企業、小規模企業は、地域経済を牽引する存在のみならず、地域のコミュニティーを支え、伝統産業や地場産業を維持し、次の時代に技術を伝承する役割を果たしております。また、小売店や飲食店など、地域内の需要に対応する中小企業、小規模企業は、地域の生活に欠かせないサービスを提供しており、その経済活動を通じて様々な地域課題の解決に貢献していただいております。

こうしたことから、平成26年4月に施行いたしました三重県中小企業・小規模企業振興条例においては、中小企業、小規模企業の存在を、本県の経済を牽引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在として規定しているところでございます。

また、中小企業、小規模企業の経営の向上に対する主体的な努力を促進するとともに、特に小規模企業に対してきめ細かく支援することを基本理念として掲げております。

今後、人口減少や高齢化が進んでいく中で、地域のコミュニティーの維持などに果たす役割を鑑みると、中小企業、小規模企業の存在はさらに重要になるものと考えております。

一方で、社会構造の急激な変化への対応が求められており、中小企業、小規模企業自らが主体的な経営の向上を図ることが重要であるものの、資金や人材などの経営資源に制約があることから、課題への対応が難しくなっています。そのため、中小企業、小規模企業が有する力を存分に発揮できるよう、県としましても市町や商工団体、金融機関等と連携しながら、円滑な資金供給や人材の育成、確保、経営向上の取組などのきめ細かな支援を行っているところでございます。

中小企業、小規模企業がその特色を生かしながら、時代の変化に対応していくことは本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、ひいては日本経済を牽引していくことにつながります。このことを県民全体で共有し、地域の雇用、経済を支える中小企業、小規模企業が果たす役割を十分

に認識した上で、企業が新たな事業に挑戦し、持続的に発展していけるよう、中小企業、小規模企業の振興を図ってまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 村上部長、どうもありがとうございました。

続きまして、中小企業、小規模企業の現状と課題について述べさせていただきます。よろしくお願いたします。

先ほどから、中小企業、小規模企業とは何ぞやということをお述べさせていただきましたが、そもそも中小企業、小規模企業とは、中小企業基本法第2条に定められている事業者の一つであり、資本金または出資総額3億円以下、常時従業員300人以下の範囲におさまり、製造、建設、輸送、卸、サービス、小売業とそのほかの業種に属する中堅企業及び小規模企業者の総称であり、中小企業者と小規模企業者とに分類され、業種ごとに資本金、出資総額、従業員の範囲で異なります。

まず、一つ目の資料でございます。

（パネルを示す）平成30年6月28日に、総務省と経済産業省が発表した平成28年経済センサス活動調査によると、中小企業、小規模企業の数には357万8000者、先ほど述べられましたが、三重県は99.8%ですけれども、全国は99.7%でございます。大企業は1万1157者、全体の0.3%という実態であり、2年前の平成26年と比較すると、大手企業はプラス47者、0.4%増加しましたが、中小企業、小規模企業者の数はマイナス23万1000者、6.1%減少しております。

続きまして、2枚目の資料でございます。

（パネルを示す）また、国税庁の調査によると平成29年度利益計上法人は、要するにもうかった会社です。100万6857者に対し、欠損法人、赤字の企業が168万7099者という割合で、37.4%しかもうかっていないことがわかります。62.6%が赤字ですね。さらに、開業、廃業の内訳ということで、2012年から2016年においては、約46万社が開業し、何と約83万社が廃業しているという状況で、新たに開業するより、廃業する数のほうが多いといった状況であ

ります。

3番目の資料です。

(パネルを示す) 業種別開廃業の分布状況ということで、中小企業庁は重大かつ喫緊な後継者問題ということで、2025年問題を挙げておりますけれども、開業率で全業種平均が真ん中の上になりますけれども5.6%、それから、右の下側になりますけれども、廃業率が全業種平均が3.5%となっております。

それで、中小企業庁としては、後継者問題が喫緊な課題ということで2025年問題として中小企業経営者の高齢化が進んでいる。後継者がおらず、黒字企業でありながら廃業に追い込まれることについて、やはり危惧しており、中小企業、小規模企業を支援していく上で政策を発表し、事業承継の集中支援ということで掲げました。

三重県は、こちらの内容でございます。(パネルを示す) 都道府県別の開廃業率ということで2017年度でございますけれども、三重県は開業率が5.5%、廃業率が3.3%、全国平均よりも開業率は0.1ポイントマイナス、廃業率は0.2ポイントマイナスとなっております。現状の実態として、同庁によれば、今後、平均の引退年齢である70歳を超える中小企業、小規模企業の経営者は約245万人にも上り、約半数の127万人について、後継者が未定という状況になっており、さらに、この状況を放置すれば中小企業廃業の急増により、2025年ごろには約650万人の雇用と約22兆円の国内総生産が失われる可能性があるかと伝えております。

日本経済の基盤を脅かす後継者問題の解決策は、喫緊に後継者を探すことと企業間の統合等、まだ解決策は検討できます。中小企業、小規模企業が日本経済の活性化において欠かせない役割を持っていると認識される中、日本政府では来るAI、人工知能や、IoT、物のインターネット等、ICT、情報通信技術、ビッグデータ等の第四次産業革命において、世界で日本が存在感を増していくためには、中小企業、小規模企業を中心にこれからの最先端技術の浸透が重要であると考えております。

しかし、中小企業、小規模企業を取り巻くビジネス環境では、AIやIoT、ICTといった革新的技術によって不確実性が増しており、さらに多様な時代背景において人材不足の深刻化や従業員1人当たりの労働生産性の問題、さらには、テクノロジーの発展により新興企業の参入障壁が大きく下がり、IT企業をはじめ、新興企業が従来のビジネスモデルを変革し、市場シェアを瞬く間に奪うという事象が頻繁に発生しております。

また、世界中でシェアリングエコノミー、いわゆるインターネットを通じてのものや場所、スキルや時間等を共有する経済の形の影響もあらわれてきており、中小企業、小規模企業においても多大なインパクトを与えております。

今後、中小企業としてとるべき対策は、労働環境の改善によりシニア世代、女性、外国人労働者の労働参加や積極的なIT投資による労働生産性の向上とM&Aによる事業承継等が対策として考えられます。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案が、去る25日に開催された、全員協議会で説明されましたが、改めてお伺いいたします。

二つ目の質問でございます。

三重県として中小企業、小規模企業の現状と課題をどのように認識し、課題解決に向けてどう取り組んでいくのかについて、お尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、中小企業、小規模企業の現状、課題をどのように認識し、課題解決に向けて、どのように取り組んでいくのかという御質問に対しまして、答弁申し上げます。

県内経済は、平成29年度の県内総生産、実質が平成18年度以降で最高額を記録するなど、改善傾向にあり、有効求人倍率も高水準で推移しております。

一方で、本県の中小企業数は平成11年以降では、約2万者減少しております。減少の要因となる倒産件数は、横ばい傾向にあるものの、経営者の高齢化などによる休廃業、解散件数が増加しておりまして、後継者不足が深刻な課題となっております。また、中小企業、小規模企業は人口減少や生活様式

の変化による需要の減少に加えて、生産年齢人口の減少などにより、若者等の労働力不足が顕在化しております。さらには、急激に進展する情報通信技術の活用や全国で頻発する自然災害への備えなど、企業を取り巻く環境に大きな変化が生じているところでございます。

先ほども申し上げましたが、三重県中小企業・小規模企業振興条例を施行し5年が経過したことから、支援施策の実施状況を検証いたしました。その結果、社会経済情勢の変化や企業を取り巻く新たな課題に的確に対応して、より体系的、効果的に施策を展開していく必要があると判断し、それらを踏まえた条例改正について、検討を進めているところでございます。

今後、中小企業、小規模企業の振興を図っていくためには、単に利益を追求するだけの存在ではなく、社会的責任を果たす役割を担うことから、社会情勢の変化や自然災害等で事業が中断されずに持続的に発展していくことが必要となっております。そのため、自らが直面する経営課題に気づいて、対応できるように取り組むとともに、ICTの利活用をはじめとした生産性向上や労働力不足への対応、健康経営の視点も踏まえた働き方改革、議員がおっしゃった円滑な事業承継や防災、減災対策などの取組に対する支援に注力してまいります。また、新しい視点や発想を取り入れた新事業の創出など、地域を牽引する企業や事業の創出を進め、地域経済の底上げを図るとともに、地域課題の解決にもつなげてまいります。

引き続き地域の雇用、経済を支える中小企業、小規模企業が急激な環境変化に的確に対応しながら、新たな事業に挑戦し、持続的に発展していけるよう中小企業、小規模企業の振興に取り組んでまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) ありがとうございます。

事業承継についてもお話を部長からいただきましたけれども、実は、中小企業、小規模企業の課題というのは、何で事業承継がうまくいかんのかなというところです。これは、私が元後継者として自らが感じ取ったことでございますけれども、中小企業、小規模企業というのは、銀行から、それからい

ろんな金融機関からいろいろ借り入れたお金の保証人になり、サインをして印鑑を押します。要は会社が1億円借りたとしましたら、そのお金が自宅に戻りますと個人債務として、また1億円の連帯保証人として債務が取られると、これが、本当の事業承継がうまくいかん大きな悩みだと思います。日本においては、約90%の中小企業、小規模企業の経営者が会社名義の借りに個人保証を行っていると言われてます。皆さん、この借金が大小あれども、御自分の御子息に個人債務を事業承継して引き継げと、なかなかこれは言えないと思います。そして、また、特に多額の個人債務の弁済があった場合、これは本当に受けた側は残酷過ぎます。さらに事業承継した瞬間に、借金を引き継いで、そして借金の重たさに重い重い十字架を背負って、まさに生きた心地もしないまま日々苛酷な日常業務に追われ、そして常にお金の心配をして、経営者として、でも企業は絶対に倒産させてはいけない、衰退させてはいけない、永続的に発展させていかなければならない、このプレッシャーがあり、そして、また個人保証した借りに追われ、意欲ある若者たちの起業家精神が失われて、潰しかねないというのが現状であります。

しかし、このような中小企業、小規模企業の借りによる個人保証をとる制度は、これは日本では当たり前ですが、世界、欧米では、株式会社として全部保証が個人に行くなんていうことはあり得ない。日本だけが、この個人債務を受けてしまうという無限責任、いわゆる欧米の考え、世界の考えでいけば、株式会社は有限責任でございます。日本だけです。このような形で、個人債務まで負わされてしまって身ぐるみを剥がされてしまう。こんなことが、今起きております。いわゆる大手上市企業を考えますと、ステークホルダーの皆さんが株主として構成されております。大手上市企業が倒産しても、決して経営者、身ぐるみ剥がされる、個人の保証として全部取られるようなことは一切ありません。世界から見た場合、当然ではない制度が日本の中小企業、小規模企業が苦しんでいる最大の原因であり事業承継が進まない、これが現実問題でございます。

そこで、三重県中小企業・小規模企業振興条例が平成26年4月に施行され

た中で、三重県版経営向上計画、これは先ほど長田議員からもお話がございましたが、第16条の内容は、中小企業、小規模企業の挑戦を後押しするとともに、中小企業、小規模企業のやる気を引き出すための課題の把握、整理段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、段階的に作成し、計画して認定する。県独自の認定制度を実施され、この窓口としては各地域の商工会議所、商工会または中小企業団体中央会等に相談できる支援体制が整えられました。

また、平成30年3月に策定された三重県事業承継支援方針に基づき、国、県、三重県産業支援センター、商工団体、金融機関、専門家等の体制による、三重県事業承継ネットワークを組成して、関係機関と連携し、総合的に集中的に取り組む取組を行っていただいております。

そこで、三つ目の質問に移らせていただきます。

中小企業、小規模企業の円滑な事業承継を進めるためには、事業承継時の経営者の個人保証の見直しが必要だと考えますが、県はどう取り組んでいるのかお尋ねいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 円滑な事業承継を進めるために、個人保証の見直しが必要だというお尋ねに対しまして答弁申し上げます。

事業承継時における経営者の個人保証の見直しにつきましては、県内の事業者から経営者保証に関して、事業承継に当たっての課題は金融機関取引における個人債務保証であるといった意見や、代表取締役が連帯保証人となる慣習については、法的対応を含め制度設計の改革が必要、必須であると感じているなどの意見を頂戴しております。

また、平成30年1月に開催いたしました企業経営者や学識経験者などで構成されますみえ産業振興戦略アドバイザーボードにおいて、委員から、優秀な人材に中小企業の事業承継を引き受けてもらうためには、個人保証の解除が必要との意見も頂戴しております。

さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成29年度に行った調査で

は、70歳以上の経営者245万人のうち、約半分の127万人が後継者未定となっており、そのうち後継者候補はいるものの、承継を拒否している割合は22.7%となっております。また、この承継を拒否している割合のうち、経営者保証を理由に承継を拒否している割合は59.8%を占め、事業承継にとって、経営者保証は非常に大きな課題となっております。

平成26年2月に、日本商工会議所及び全国銀行協会において策定されました経営者保証に関するガイドラインの浸透、定着により、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、民間金融機関の全国平均で平成27年の12.1%に対して、平成30年には19.1%と増加しているものの、事業承継時における経営者保証の再設定の状況については、平成30年においては前経営者及び後継者の双方とも保証なしの割合は10.2%にすぎず、一方で、前経営者及び後継者の双方から二重に保証を徴求している割合は18.6%となっております。

こうしたことから、県におきましては、円滑な事業承継を進めるためには、経営者保証の見直しが急務であるとの認識のもと、平成30年11月、令和元年11月の2回にわたり、経済産業省や中小企業庁に対して経営者保証のあり方の見直しについて要望を行いました。特に、本年11月には、知事が経済産業大臣と中小企業庁長官と面談いたしまして、事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則を策定し、金融機関において原則として前経営者と後継者の双方から二重の個人保証を求めないようにするなど、経営者保証ガイドラインの一層の浸透、定着を図ること、経営者保証解除に向けた金融機関に対する協議などの支援ができる人材を事業承継ネットワーク内に配置することといった支援策を要望したところでございます。

今後も、三重県事業承継ネットワークにおいて、関係金融機関に経営者保証に関するガイドラインに沿った運用について周知するなど、中小企業、小規模企業の円滑な事業承継の推進に取り組んでまいります。また、現在、国において法人と経営者の経理上の関係を明確に分離することなどを要件としたしまして、専門家の確認を受けた場合に、保証料負担を大幅に軽減する新

たな信用保証制度について検討されていることから、県におきましても国の検討状況に留意しながら、適切に対応していきたいと考えております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) どうもありがとうございました。

やはり個人保証で事業承継しないという若者が59.8%もいる。このつらい現状があるということを知りながら、どうしていくかということを実際に具現化していかないといけないのが現状だと思います。ありがとうございました。

次に、次世代に向けた新しい金融サービスというところで、ちょっと展開を変えて、未来志向で捉えて、お話をしていきたいと思います。

フィンテック、いわゆるファイナンスとテクノロジーを組み合わせた造語で、iPhoneやビッグデータ、人工知能AIを駆使した新しい金融サービスであり、現在の枠組みを超えたIT企業やベンチャー企業も参入しています。アメリカや中国では、収集したビッグデータ分析を通じて、従来の銀行が対象としてこなかった、ここでは、低所得者や中小企業、小規模企業への融資を開拓する等、日本の金融機関に大きな影響を及ぼすのではないかと考えられています。さらに、日本の貸金業法や資金決済法やプリペイドカード法等の法規制が今、新たなビジネスモデルへと時代が移り変わる中、銀行関連の規制も緩和され、口座格差が銀行再編を引き起こすことで、アメリカや中国が行っている金融サービスであるフィンテックがさらに進化し続け、日本の金融機関とフィンテックが提携、出資、買収、サービスの競争により、新しい関係性を構築し、より利便性の高いサービスが生まれる可能性があります。現在、束縛されている連帯保証人、個人保証人、個人資産担保等は新たな金融競争の到来によって、一方的に押しつけられて苦しんできた無限責任から有限責任への企業として生まれ変わることも夢ではなくなっています。そうなれば、ますます若者の皆さんが、この三重県に再び戻り、ベンチャービジネスを夢見て、起業できる環境、いわゆるみえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)最終案に明記されている三重県らしい多様で包容力

ある持続可能な社会を生み出し、Society5.0、SDGs、持続可能な開発の目標を実現していくことに寄与するものと考えます。

そこで、私自身が思う三重県の中小企業、小規模企業の行く末の姿像として考えることは、大手上場企業の株式公開ではないですが、中小企業、小規模企業の中でM&Aとは違う手法ですけれども、ビジネスマッチングにより支援企業を投資して、エンゼルとなって株主となる。そこで、中小企業、小規模企業が補完し合って、支え合って、いわゆる企業の延命、それを支えていくと。まさに、持続可能な企業へと変化していく、SDGsの17番目の目標ゴールでありますので、ぜひ、そういったことも考えていただければと思います。

4番目の資料でございます。

(パネルを示す) さらに、パートナーシップの活性化の視点から、三重県の中小企業、小規模企業が南海トラフ地震の災害による資産の被害想定は約21兆1300億円が失われると平成26年3月防災対策部がまとめられた資料がございます。甚大な損害が発生した際、十分な補償が必要となります。このキャプティブを御紹介させていただきます。

キャプティブとは、財務リスクの外部移転であり、特定の企業や企業グループ等のリスクを専属的に引き受けるために設立される保険会社のことです。

変えます。

(パネルを示す) 地震保険で、事業会社が3億円を保険料として払った場合、それが国内の損害保険会社にキャプティブ扱いで海外のキャプティブに保険料が移行するもので、再々保険の損害保険会社、外資の保険会社にそれが移ります。それで、3億円の保険料が投資したものが戻ってくると、40億円という地震保険、約13倍超の保険金が保障されるというのが、このキャプティブという制度でございます。これは、実は欧米等、日本の大手企業の一部でもリスクマネジメントの手法として用いておりますけれども、いよいよ中小企業、小規模企業にもキャプティブと保険会社間で、再保険を結び、損

害が生じた際のリスクヘッジのために、例えば、三重県産業支援センターが中心となって、三重県中小企業再生支援協議会と連携して、レンタキャプティブ、いわゆるレンタキャプティブとは、出資金で設立して、第三者の企業を海外に立ち上げるということでございます、その企業を設立することで、新たな協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく協創の考え方に通じ、三重県らしい中小企業、小規模企業が多様で包容力のある持続可能な社会の実現に大きく支援できるのではないかと考えております。

四つ目の質問に移らせていただきます。

この私が考える災害時における中小企業、小規模企業のリスクファイナンスの一つである、レンタキャプティブを活用したリスクマネジメントについての県の考え方と、災害に備えた中小企業、小規模企業の取組に対する支援について、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 中小企業、小規模企業のリスクファイナンスの一つであるキャプティブを活用することに対する県の考えと、災害に備えた中小企業、小規模企業の取組に対する支援について、あわせて答弁申し上げます。

近年、大型の台風や地震などの自然災害によりまして、広範な地域で深刻な被害を及ぼすケースが日本全国で相次いでおります。災害への備えについて、大企業は一定程度進んでいる一方で、中小企業、小規模企業における取組は一部にとどまっており、経営資源が脆弱なことから、一たび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高くなっております。また、大企業と比べて、中小企業、小規模企業は、自然災害対策への意識や経営課題における優先順位が必ずしも高くないことから、設備投資をはじめとする事前の備えや事業継続計画の策定等の取組は低調といった課題や損害保険への加入をはじめとするリスクファイナンス対策が十分に講じられていないといった課題がございます。

こうしたことを踏まえまして、国においては、中小企業、小規模企業の自

然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、中小企業強靱化法が成立いたしました。そして、本法律に基づきまして、中小企業、小規模企業が自然災害等の発生が事業活動に与える影響やリスク対策、災害時の対応手順を記載いたしました事業継続力強化計画を自ら策定し、国の認定を受けると税制優遇等を受けることができる制度が創設をされました。また、商工会や商工会議所が市町と共同で管内の小規模企業の防災、減災対策を支援する計画を策定し、県が認定する事業継続力強化支援計画制度も始まりました。

県といたしましては、これらの制度とともに、事業継続計画、BCPや三重県版経営向上計画の取組とも連携しながら、地域の中小企業、小規模企業にとって実効性ある防災、減災対策を進めてまいります。

また、中小企業、小規模企業が講じる防災、減災対策として、リスクファイナンスは重要な課題であると考えておりまして、県におきましては、災害に備える事前対策や災害の発生により経営に支障を生じている中小企業、小規模企業向けの融資制度を設けているところですが、中小企業、小規模企業が自ら災害に備えて保険へ加入することも重要な取組であると考えております。現状、中小企業、小規模企業のリスクファイナンス対策としての主要な保険としては、損害保険会社や共済協同組合による火災保険や自然災害等による休業中の利益を補償するための休業補償が中心となっているところでございますが、今後、自社の保険を引き受けるために子会社を設置する議員御提案のキャプティブのような新しい保険の形態についても研究を行ってまいりたいと考えております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 村上部長、どうもありがとうございました。

一つだけお伺いしたいんですけれども、中小企業、小規模企業の地震保険の加入率というのは数字的につかまえておりますでしょうか。

○雇用経済部長（村上 亘） 具体的な数字は把握しておりません。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） ありがとうございます。

まず一つ、この数字もつかまえていただいて、しっかりBCP対策というところでも生かせると思いますので、お願いしたいと思います。

中小企業、小規模企業の経営者の立場、いわゆる私自身が自ら経験したことを、細部にわたり質問させていただきましたが、途中、かみかみになり、なかなか初質問でうまく伝えられませんでしたけれども。やっぱり中小企業、小規模企業というのは経営者自らが社員を育て、身につけなければならない心構えと経営幹部として、企業を中長期的に、さらには多面的に発展させ、どんな苦境も社員と団結して乗り越えていく強い精神とたくましさが必要でございます。

京セラを創業された稲盛和夫さんでさえ、創業時には、自分と同じぐらいの責任を持って仕事をしてくれる社員がなぜいないのか悩んでいたそうです。孫悟空のように、自分の毛を何本か抜いて、ふっと息を吹きかけると分身が何人もあらわれる。そんな空想を何度もしたそうです。私もそんな思いに駆られ、小規模企業から中小企業へこういう流れをつくるのが本当に大変な時期を今も思い出します。

今後、中小企業、小規模企業の成長はしっかりした事業承継と自分の分身となる幹部を生み出し、近江商人の売り手よし、買い手よし、世間よしの三方よしの精神、いわゆる商売人は飽きたら終わりであり、しっかりとしたCSR、企業の社会的責任を貫き、10年、20年と永続し、発展していく体制を構築していくことが大切です。

以上で、中小企業、小規模企業に関連する質問は終わらせていただきます。

続きまして、私が大好きな分野でございます。スポーツに関しての質問に移らせていただきます。

今、スポーツを取り巻く状況は、生身の肉体をフルに活用した従来型のスポーツ、スポーツ1.0の時代から、バーチャルリアリティー、eスポーツやソーシャルメディア等のデジタルテクノロジーを活用した21世紀型の新たなスポーツ体験と、そしてこれから生まれるコミュニティーを含めたスポーツ

2.0の時代に移りつつあります。

先月まで開催されたラグビーワールドカップ2019では、パブリックビューイングにおいて、5Gを活用したマルチアングル視聴が導入されたほか、タックル数やボールキャリア数等の情報をスマホで表示させたりすることができるようになり、会場は大いに沸いたと聞いております。

そこで、このフリップでございます。

(パネルを示す) さて、本日はそのような時代の流れから取り残されている県営松阪野球場を中心に、県営スポーツ施設の整備について、お伺いしたいと思います。

この夏、記憶に新しい三重県の高校野球の大会が県営松阪野球場にて行われました。準決勝、決勝戦を観戦しましたが、何とこの試合で投手が2人、プロ野球ドラフト会議で指名されるという三重県の高校野球界にとってはもう本当にうれしいことでございます。

しかし、この球場は、私が高校球児時代、昭和56年から58年にあのマウンドに立って投げていた時代とほぼ何も変わっていないという状況でした。

他県から来られた大学野球の関係者やプロ野球の関係者の皆さんが、この球場は昭和にタイムスリップしたようなやなど、三重県の野球場は余りにも環境整備ができていないなということを口々におっしゃっておりました。

そこで、こちらを見ていただきたいと思います。

(パネルを示す) 遠目にしか見えませんが、このスコアボードは、いまだに電光掲示板ではなく、真夏の暑い高校野球の予選時に、このスコアボードの中に高校球児たちが入って、もう蒸し風呂のような本当にサウナのようなあの中で、得点ボードを入れていると。これは本当に、熱中症になりますし、健康上でも問題があると思います。また、使用するこの球場のトイレ施設も、ドアをあけたら丸見えやと。ちょっとこれはいかなものかなということでもありましたし、それから、雷が鳴って、豪雨で中断になったんです。そのときに、観客はどうしたかといったら、屋根がないもので、逃げる場所がない。もう、そこに立ちすくんで待っているしかない。そして、

ゲームが再開されました。ちょっと、天気としては暗いです。実は、照明がないんです。それで、スタートするわけです。球場を利用する選手をはじめとする、それから観客の皆さん、それから大会関係の様々な役員の皆さんが待機する場所も全ての施設が、もてなすという、そういう姿勢が全く感じられない球場と、今、化しています。

スポーツ2.0とはかけ離れた状態の中で、2年後の三重とこわか国体ではこの松阪野球場は高校軟式野球の会場にもなっています。今後どのように整備していくのかについて、お伺いします。

また、あわせてそのほかの県有スポーツ施設についても、国体に向けた整備の考え方を教えてください。どうぞよろしく願いいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 松阪野球場並びに県有スポーツ施設についての整備の考え方についての御質問です。答弁申し上げます。

松阪野球場は、昭和50年のみえ国体におけます高校野球会場としまして、同年に設置しました県営野球場ですが、この施設は、国体後も毎年高校野球の県予選をはじめ、大規模な野球競技会等の会場としましても、児童・生徒から大学生、社会人に至るまで幅広く県内外の皆さんに御利用いただいているところです。こうした中、松阪野球場は、三重とこわか国体の高等学校軟式野球の会場として選定されたことから、平成27年11月に施設改修が必要かどうかにつきまして、中央競技団体の視察を受けました。

その結果、老朽化している箇所の補修など、幾つか要望をいただきましたが、大規模な改修を要する指摘事項としてはなかったものですから、既存施設をできる限り活用すると国体開催基本方針に基づきまして、必要最小限の補修にとどめ、対応してきましたところでございます。

しかしながら、設置後40年以上が経過し、長年の使用によって、芝生やフェンスなどの老朽化が進んでいることは事実であり、また、特に近年、全国各地の球場が利便性や快適性にすぐれた設備を多く備えていることや、県

内にあっても市営球場が新築されることなどの現状とも比較すれば、確かに松阪野球場が見劣りすることもまた否めないと思っております。

こうしたこともあり、これまで松阪野球場では、観客席の防護フェンスの改修や外野芝生の危険な段差、いわゆるワーニングゾーンと申しますが、こちらの段差解消など、まずは安全面での対策を優先して実施してきました。今後も議員から御紹介のありました、健康面での観点など、当面は安全・安心といった優先度の高い箇所の施設改修を行いまして、以降、順次、より中長期の視点から計画的に利便性、快適性の確保にも努めてまいりたいと考えております。

一方、松阪野球場以外の主な会場としましては、開閉会式及び陸上競技などの会場となります三重交通Gスポーツの杜伊勢が、またライフル競技の会場となります県営ライフル射撃場が、それぞれ国体の施設基準に現有施設が適合しないということから、これらの基準に適合させますよう、平成27年から29年にかけて、大規模改修を行ってきたところです。

また、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿におきましては、水泳、サッカー、ソフトテニスなどの会場になっておりますことから、中央競技団体の指摘などに基きまして、庭球場センターコート的人工芝張りかえなどの改修を行ってまいりました。いずれにいたしましても、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催まであと2年を切っております。国体競技施設基準、安全の確保、中央競技団体の指摘事項への対応など、競技会運営上必要不可欠となる改修や補修等について、きちんと対応し、準備に怠りのないよう努めてまいりたいと考えております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） ありがとうございます。

何だか、二つばかりの防護フェンスと芝の段差解消だけでして、スコアボード、何も言われなかったんですけど、この件についても一回お願いします。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 山崎議員の

言われましたスコアボードにつきましては、予算要求部局として、当初予算要求にのせております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) あっ、ついたんですか。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長(辻 日出夫) いえいえ、今、要求をしておるところでございます、これから予算折衝が始まりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) 時間となりましたので、何とか予算が今度組めるような形でお願いしたいと思えます。やっぱりスピードガンが大事だと思えます。

野球界にとっては、観客にとって本当に魅了するのはスピードガンだと思います。

知事、一言お願いします。

時間がございませんので。

○知事(鈴木英敬) スコアボードにおける高校生の熱中症などの健康に対する危険性については、私のほうからも担当部局に指示してありますので、今回の予算編成において、財政当局としっかりとした議論がなされると認識しています。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) 大変、知事の力強い言葉をいただきましたので、しっかりと県営松阪野球場がよくなることを信じて、私の一般質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(北川裕之) 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

山崎博議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番(山本里香) 先ほどの山崎議員のとてもわくわくするような質問に関

連いたしまして、私、山本里香より関連質問をさせていただきたいと思います。

中小企業、小規模企業の現状と課題への対応についてということです。

企業家というか経営者の立場から、条例のことなどにも踏み入って質問をされたわけですが、私は祖父母が家内企業の餅屋をしておりまして、それを父がよう継がなんだというような状況の中で、小さいころは、その工場にいつもおって、お商売をすることの大変さもそのとき子どもながらに感じながら育ってまいりました。そんな中、先ほどは、廃業の話や、それから倒産の話も出て、状況説明がありましたけれども、実は、今現在、年末を迎えるに当たって、中小企業、そして小規模企業の皆さんの大変な経営状況に関する特別な対策をどうやって三重県は考えているのかなと、何かしていただくのかなと、そういうことでお伺いをしたいと思います。

消費税の10%への増税が、中小企業の経営者の状況を圧迫して、廃業、閉店を決断するきっかけになっているということも多々あると思っています。四日市のまちでも、私が住まいする商店街では、たった1軒、最後に残っていた魚屋さんがこの消費税の増税前に、それだけが原因ではありません、時代、跡を継いでもらう人がいないということもありますけれども、いろんなことを考えて持ち出しばかりがもう増えていくという状況の中で、廃業をされましたし、商店街の中では小間物屋さん、手づくりグッズを売ってみえるお店も、この消費税の増税になってから、それだけが原因ではないにしても、経営難ということもあって、この11月、12月にお店を閉める。高級洋品店、女性ものブティックも、お店を閉められたし、そして飲食店などもかつてあったところに行かせてもらおうと思っても、閉めているということもちよくちよく見てとれます。ショッピングセンターのテナントも撤退されることが多く、津の駅ビルに直結しているファッションビルでも、洋品店のテナントがなくなるというようなこともあって、全体としては、今、大変な状況になっていると思います。例年になく、年末の資金繰りへの対応が大変だというふうに声が出ています。中小企業、小規模事業者等が年末の資金繰りに困らないように対策を求める通知が、国のほうから関係機関に出されてお

す。また、増税のときにキャッシュレスを導入した中小企業などが現金が手元に入るまでに時間がかかる、必要な現金が不足しているという問題も出てきて、そういうことが問題になって、国のほうもこの対応を求めて、中小企業庁ですけれども、財務省と一緒にになって、これは金融機関関係に出しているわけですが、皆さんの実情に応じて十分な対応を求めるという事務連絡を出しています。今、県が市町と一緒にになって、融資の迅速化や相談窓口の拡充や開設や利子補給や保証料の問題でなすべきことがあるのではないかと思います、この年末の対策について、特別対策、何かありますでしょうか。

○雇用経済部長（村上 亘） ただいまの御質問に対しまして、年末の特別対策ということでございますけれども、10月に消費税率が8%から10%に引き上げられた影響もございまして、経済産業省が発表いたしました10月の全国の小売販売額は前年同月比で、7.1%減と大幅な落ち込みというふうになっております。国の分析では、百貨店や家電専門店において、9月に需要を先食いした反動減が出た一方、コンビニエンスストアは前年同月比3.3%増加するなど、キャッシュレス決済時のポイント還元対策の効果があつたことや、食料品を多く扱う店舗では、増税の影響は比較的限られたものと報告されているところです。

しかしながら、県では、消費税率引き上げの影響がどういう状況であるのか、出ているのか出ていないのかということを確認するために、年末にかけて県内の商工団体等から状況をお伺いして、実態の把握に努めていきたいなと思っております。また、中小企業、小規模企業の資金繰りに支障が出ないように、それぞれの事業者から相談があつた場合には、その実情に応じてきめ細かく対応して、適切かつ積極的な対応を行うよう県内金融機関や三重県信用保証協会と連携して、万全を期していきたいと思っております。

先ほどおっしゃっていただきましたキャッシュレス決済ですけれども、この12月1日現在で県内の加盟登録数は1万642件となっております、小売事業所数の約3割、飲食業者の約2割にとどまっております。そういったと

ころも勘案をしながら、取組を進めていきたいなと思っています。現在、国のほうでも、報道等で出ておりますけれども、10兆円とか13兆円の経済対策という打ち出し方をこれからしようというふうにされています。その主な対象になるのが、災害復旧、それから海外発リスクへの対応ということで、これについては、中小企業のほうも対象になるというふう聞いています。それから、東京オリパラの後の経済活力維持を掲げておりますので、こういった国の動向なんかも勘案しながら、必要な対策を考えていきたいなと思っています。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 国の動向や三重県のような様々な経営されている皆さんの動向も確認しながら考えていきたいということだったと思います。

今、コンビニであるとか飲食店については、このキャッシュレス決済関係で余り影響がなかったのではないかなというような話もありましたが、全体として、小売やいろいろな業種がございます。先ほどの山崎議員のこの一覧表の中のグラフにもありましたけれども、（現物を示す）小売などは大変な状況で、これは廃業のことで出ておりますけれども、大変な状況はやっぱり今までもあった上に、この10月の消費税増税というのが関連しているのではないかなということ、そして、そのこともやっぱりこの通知とか事務連絡が国から出ているということは、十分認めていることなんだと思います。

通知の内容、ちょっと紹介いたします。

中小企業・小規模事業者等に対する年末金融の円滑化についてということで、いろいろな金融関係のところにも通知が出て、それを行政もしっかり知った上で、手だてを一緒になってやりなさいということだと思いますが、この中では、年末における資金繰りの支援、小規模事業者や中小企業、農林漁業者への資金繰りの支援は、金融機関との連携、協力で、迅速かつ積極的に対応して、個々の状況をしっかり確認しながら、審査に当たっては、現下の財務状況や過去の貸出条件の対象、事象のみで判断せず、事業者の経営状態など、丁寧に踏まえて判断をとというようなことであるとか、そして、また、も

う一件、事務連絡ということでは、キャッシュレス決済を導入した事業者に対する貸付業務についてということの中では、キャッシュレス決済を導入したところにおいては重大な支障が生じないように、引き続きセーフティネットの貸し付け等を活用した貸し出しや適切な貸し出しを考えることということで、十分、周知徹底をしてくださいということになっています。やるのは金融業務のところなんだけれども、相談であるとか、そして周知について、こういうことで丁寧にするということ、使われる方も、そしてこれを借りられる方も含めて、十分に周知と徹底して、具体的な対策をやはりとるべきような状況になっているのではないかと思いますので、そのところ、よろしくお願ひして、この質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明4日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明4日は休会とすることに決定いたしました。

12月5日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時13分散会